

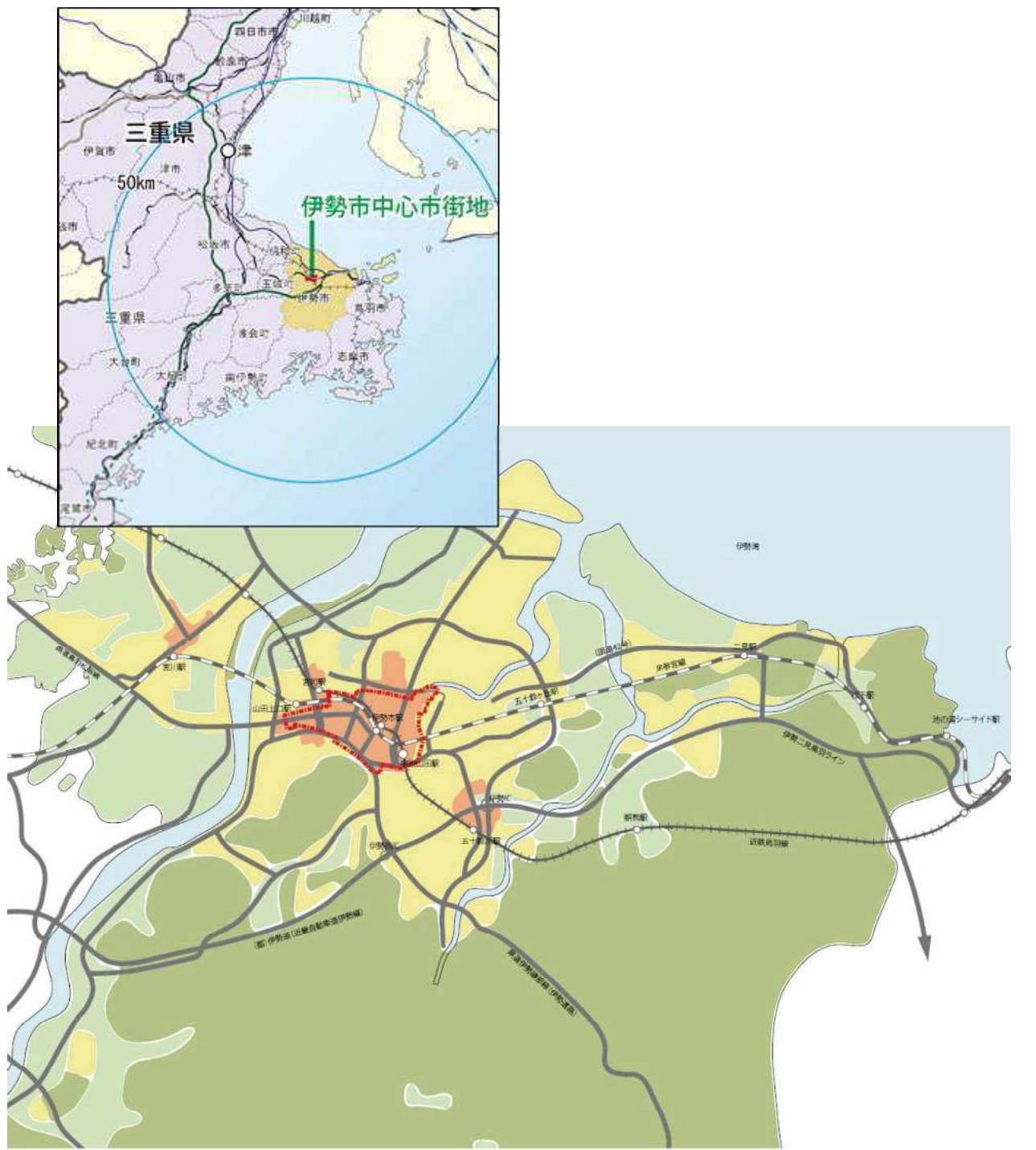
## 2. 中心市街地の位置及び区域

### [1] 位置

#### 位置設定の考え方

本市の中心市街地は、市域のほぼ中央部やや北側で、JR及び近鉄、県道鳥羽松阪線など主要交通網が走り、伊勢市駅及び宇治山田駅周辺から中心商店街を含む小売商業の店舗や事業所などの商業業務機能、行政機能などが集積している地区を設定する。

(位置図)

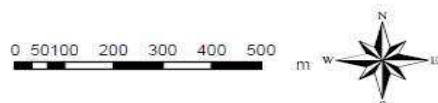
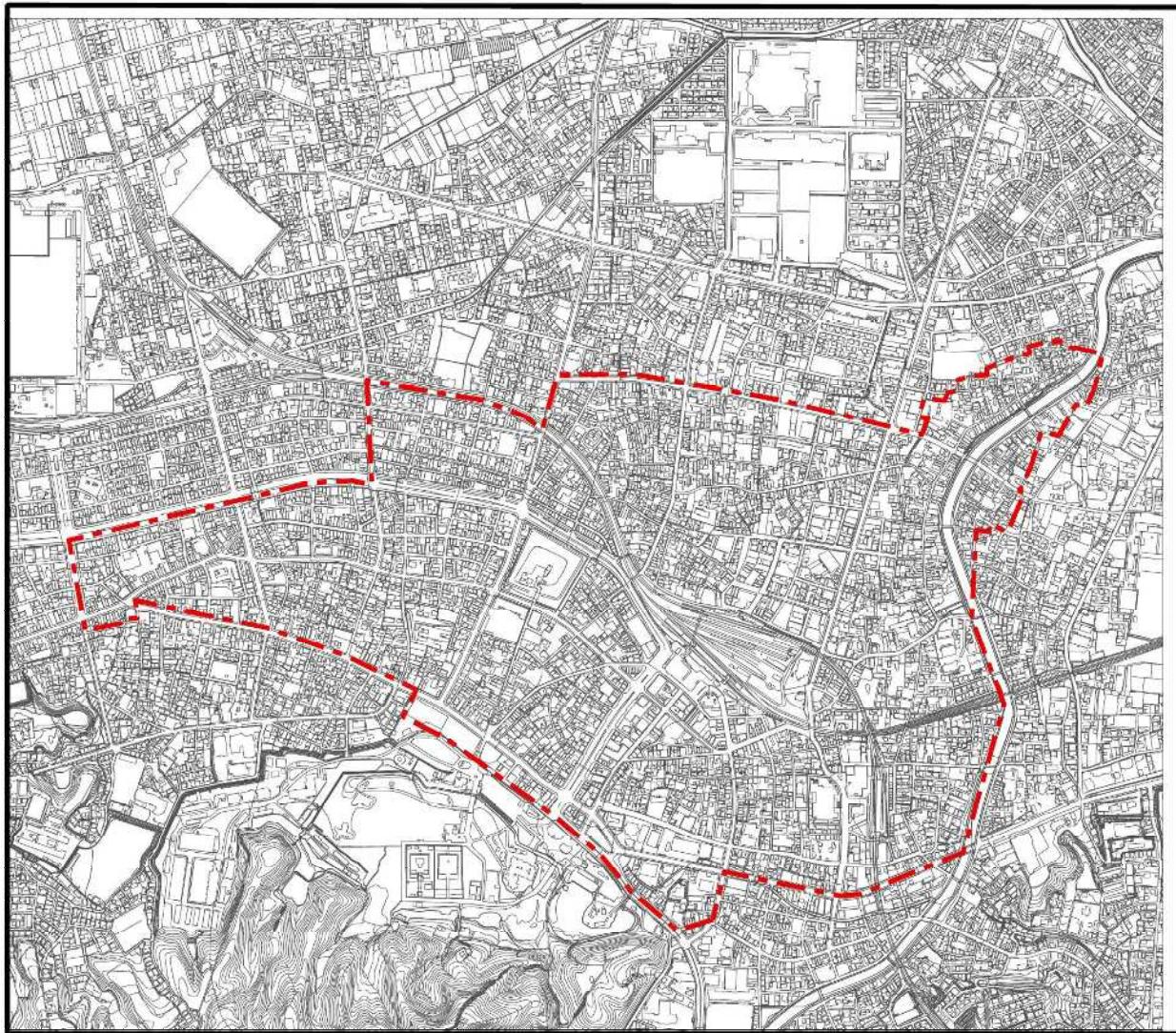


## [2] 区域

### 区域設定の考え方

本市の中心市街地は、立地適正化計画に定める都市機能誘導区域内、かつ、伊勢の玄関口である伊勢市駅からの徒歩圏内であり、中心市街地の活性化として必要な商業・行政・居住・観光などの主要となる都市機能の繋がりを考慮した結果、第1期計画と同じく約153haと設定する。

(区域図)



 中心市街地活性化区域

【対象町丁】 岩渕1丁目、岩渕2丁目、吹上1丁目、吹上2丁目、河崎1丁目、河崎2丁目、河崎3丁目、本町、宮後1丁目、宮後2丁目、一之木1丁目、一之木2丁目、一志町、大世古1丁目、大世古2丁目、曾祢1丁目、宮町1丁目、常磐2丁目

### [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																																																
第1号 要件 当該市 街地に 相当数 の小売 商業者 が集積 し、及 び都市 機能が 相当程 度集積 してお り、そ の存在 してい る市町 村の中 心とし ての役 割を果 たして いる市 街地で あるこ と	<p><b>(1) 伊勢市の商業・業務機能の集積</b></p> <p>中心市街地（約 153ha）は、伊勢市の面積（約 20,835ha）の約 0.7%を占めており、中心市街地及びその周辺には 9 商店街が存在している。市全体における中心市街地内での割合については、小売業で、店舗数、従業員数とも約 2 割程度を占めている。飲食店や金融業・保険業については、事業所は 3 割を超えており、伊勢市の商業・業務機能が高い割合で集積している。</p> <p>◇小売業の集積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>伊勢市 (A)</th> <th>中心市街地 (B)</th> <th>対市シェア (B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売販売額（百万円）</td> <td>137,838</td> <td>14,771</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>小売店舗数（箇所）</td> <td>1,872</td> <td>441</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>小売業従業員数（人）</td> <td>12,459</td> <td>1,959</td> <td>15.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：経済センサス活動調査(平成 28 年)</p> <p>◇事業所の集積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>伊勢市 (A)</th> <th>中心市街地 (B)</th> <th>対市シェア (B/A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全産業</td> <td>事業所数（箇所）</td> <td>6,635</td> <td>1,303</td> <td>19.6%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td>53,975</td> <td>7,455</td> <td>13.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【参考】飲食店</td> <td>事業所数（箇所）</td> <td>735</td> <td>251</td> <td>34.1%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td>4,864</td> <td>1,066</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【参考】金融業・保険業</td> <td>事業所数（箇所）</td> <td>114</td> <td>35</td> <td>30.7%</td> </tr> <tr> <td>従業者数（人）</td> <td>1,246</td> <td>666</td> <td>53.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：全産業は、経済センサス基礎調査(平成 26 年) 【参考】は、経済センサス活動調査(平成 28 年)</p> <p><b>(2) 伊勢市の公共公益施設等の集積</b></p> <p>中心市街地には、伊勢市役所、税務署、法務局、裁判所等の官公庁施設のほか、小学校、子育て支援センター、シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢（観光文化会館）等の文化・教養施設も立地しており、多様な都市機能が集積している。</p> <p><b>(3) 公共交通機関の拠点</b></p> <p>中心市街地内には、市内で最も利用者が多い近鉄宇治山田駅とそれに次ぐ近鉄伊勢市駅が含まれており、それぞれを拠点としてバス路線が各地域へ向けて整備されている。通勤・通学、観光等の交通結節点として、市内の公共交通の中心的役割を担っている。</p>		伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)	小売販売額（百万円）	137,838	14,771	10.7%	小売店舗数（箇所）	1,872	441	22.0%	小売業従業員数（人）	12,459	1,959	15.7%			伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)	全産業	事業所数（箇所）	6,635	1,303	19.6%	従業者数（人）	53,975	7,455	13.8%	【参考】飲食店	事業所数（箇所）	735	251	34.1%	従業者数（人）	4,864	1,066	21.9%	【参考】金融業・保険業	事業所数（箇所）	114	35	30.7%	従業者数（人）	1,246	666	53.5%
	伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)																																														
小売販売額（百万円）	137,838	14,771	10.7%																																														
小売店舗数（箇所）	1,872	441	22.0%																																														
小売業従業員数（人）	12,459	1,959	15.7%																																														
		伊勢市 (A)	中心市街地 (B)	対市シェア (B/A)																																													
全産業	事業所数（箇所）	6,635	1,303	19.6%																																													
	従業者数（人）	53,975	7,455	13.8%																																													
【参考】飲食店	事業所数（箇所）	735	251	34.1%																																													
	従業者数（人）	4,864	1,066	21.9%																																													
【参考】金融業・保険業	事業所数（箇所）	114	35	30.7%																																													
	従業者数（人）	1,246	666	53.5%																																													

第 2 号  
要件  
当該市  
街地の  
土地利  
用及び  
商業活  
動の状  
況等か  
ら み  
て、機  
能的な  
都市活  
動の確  
保又は  
経済活  
力の維  
持に支  
障を生  
じ、又  
は生ず  
るおそ  
れがあ  
ると認  
められ  
る市街  
地であ  
ること

### (1) 人口の減少

伊勢市全体で人口減少が続いている。平成 11 年度から令和元年度にかけ、2 割以上減少している。世帯においては、市全体では増加しているが、全体の人口が減少していることから、1 世帯当たりの人数が減少していることが要因と推測できる。

#### ◇人口の推移（人）

	H11 年度	H26 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	増減率
伊勢市全体	137,319	127,584	125,934	124,650	123,631	▲10%
中心市街地	10,163	7,947	7,619	7,455	7,369	▲27.5%

※増減率は、(R 元/H11)

#### ◇世帯の推移（世帯）

	H11 年度	H26 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	増減率
伊勢市全体	47,258	50,232	51,519	51,600	51,998	10%
中心市街地	4,123	3,573	3,570	3,528	3,541	▲14.2%

※増減率は、(R 元/H11)

### (2) 高齢化率の上昇

全体的に高齢化の進行が顕著に現れている。中心市街地では、市全体の約 1.4 倍となっており、地域コミュニティの担い手の確保が困難になるおそれがある。

#### ◇高齢化率（65 歳以上の割合）の推移（%）

	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	増減率
伊勢市全体	20.3	23.6	26.0	29.4	44.8%
中心市街地	30.7	35.6	38.5	39.8	29.6%

※増減率は、(H27/H12)

### (3) 卸小売業の衰退

店舗数、小売販売額ともに減少傾向にある。従業員数は、平成 26 年以降再び減少している。

#### ◇卸小売業の推移

	H21 年	H24 年	H26 年	H28 年	増減率
店舗数（店）	566	494	457	441	▲22.1%
小売販売額（百万円）	—	12,706	—	14,771	
従業員数（人）	2,338	1,952	2,112	1,959	▲16.2%

※小売販売額は、小売業のみの値。増減率は、(H28/H21)。

### (4) 地価の下落

中心市街地の価格は、平成 22 年から上昇している地点も一部あるが、平成 12 年から比較すると全体的に下落している。

◇中心市街地内の地価 (円)							
	H12年	H22年	H26年	H28年	R元年	R2年	増減率
常磐 1 丁 目 1160 番	100,000	67,600	59,900	54,600	50,100	49,400	▲50.6%
一之木 2 丁目 2280 番	234,000	65,800	60,500	57,000	51,500	50,500	▲78.5%
本 町 426 番 2	440,000	115,000	130,000	133,000	137,000	142,000	▲67.8%
岩渕 1 丁 目 712 番	201,000	88,500	79,800	76,000	71,200	70,500	▲65.0%

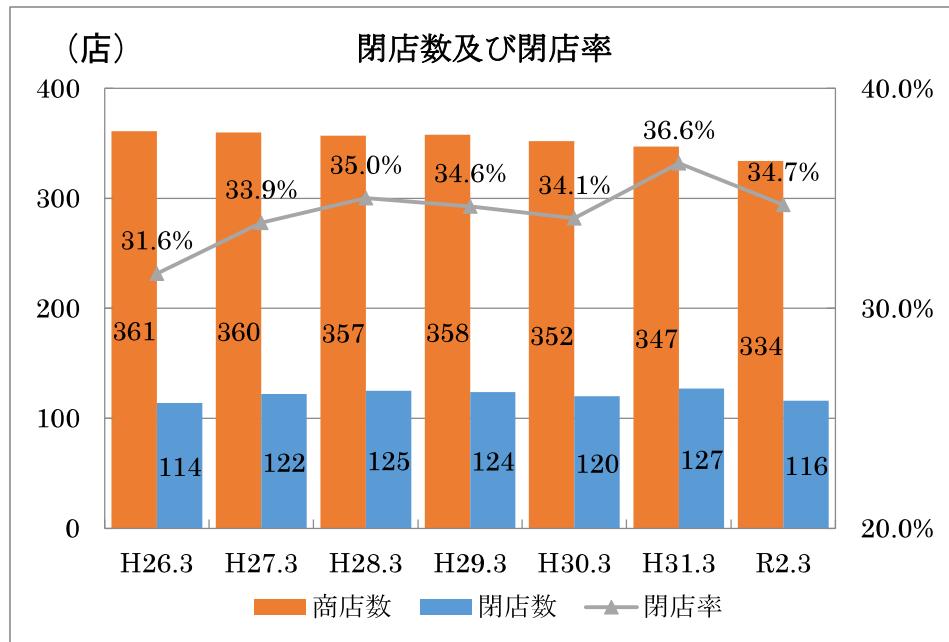
※増減率は、(R元/H12)

資料：公示価格・地価調査

## (5) 空き店舗率の上昇

一部の商店街で空き店舗率が徐々に下がってきてている。全体では、平成31年は一時的に高くなつたが、平成27年からはほぼ横ばいとなつていて。

### ◇ 5 商店街空き店舗数と空き店舗率



資料：商工労政課

第3号 要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進すること が、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとつて有効かつ適切であると認められること	<p><b>(1) 第三次伊勢市総合計画（平成30年度～令和22年度）</b></p> <p>総合計画では、「まちづくりの主役である市民が、伊勢のまちの誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくることが必要」としている。「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、次の3つのまちづくりの基本理念を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 私たちが担うまち～伊勢人の心意気～</li> <li>② 人と人のつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～</li> <li>③ 地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～</li> </ul> <p>中心市街地においては、官民連携の下、伊勢市駅前の拠点整備や第1期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業の推進、伊勢市駅前～外宮周辺の景観向上等により、にぎわいの創出と活性化を図るための取組みを進めることを方針としている。</p> <p><b>(2) 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）</b></p> <p>本市では、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光との調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指している。基本目標は政策分野ごとに、次の4つを設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安定した雇用を創出する</li> <li>② 伊勢への新しいひとの流れをつくる</li> <li>③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</li> <li>④ 暮らしやすい生活圏をつくる</li> </ul> <p>「暮らしやすい生活圏をつくる」の、基本的方向及び具体的施策の中で、コンパクトなまちづくりとして中心市街地の活性化が謳われている。その中には、商工、観光、交通、まちなか居住等の観点から中心市街地活性化を目的とした伊勢市中心市街地活性化基本計画に基づき、にぎわいの創出や暮らしやすさの向上などに繋がる事業を官民連携で実施し、中心市街地商店街の活性化については、関係機関と連携して商店街が取り組む空き店舗対策やにぎわい創出づくりを支援するとあり、整合がとれた方針となっている。</p> <p><b>(3) 伊勢市都市マスタープラン（令和元年5月～令和15年）</b></p> <p>伊勢市都市マスタープラン全体構想では、都市づくりのあり方として、主として基幹的な公共交通沿線で、なおかつ現時点での都市機能が集積している箇所を集約拠点とし、商業・業務・行政・生活サービスといった多様な都市機能を集約させ、拠点間を公共交通でアクセスできる多極点ネットワーク型の集約型都市構造の実現を目指すとしている。</p> <p>将来都市構造における拠点の形成では、伊勢市の玄関口であり公共交通の拠点</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

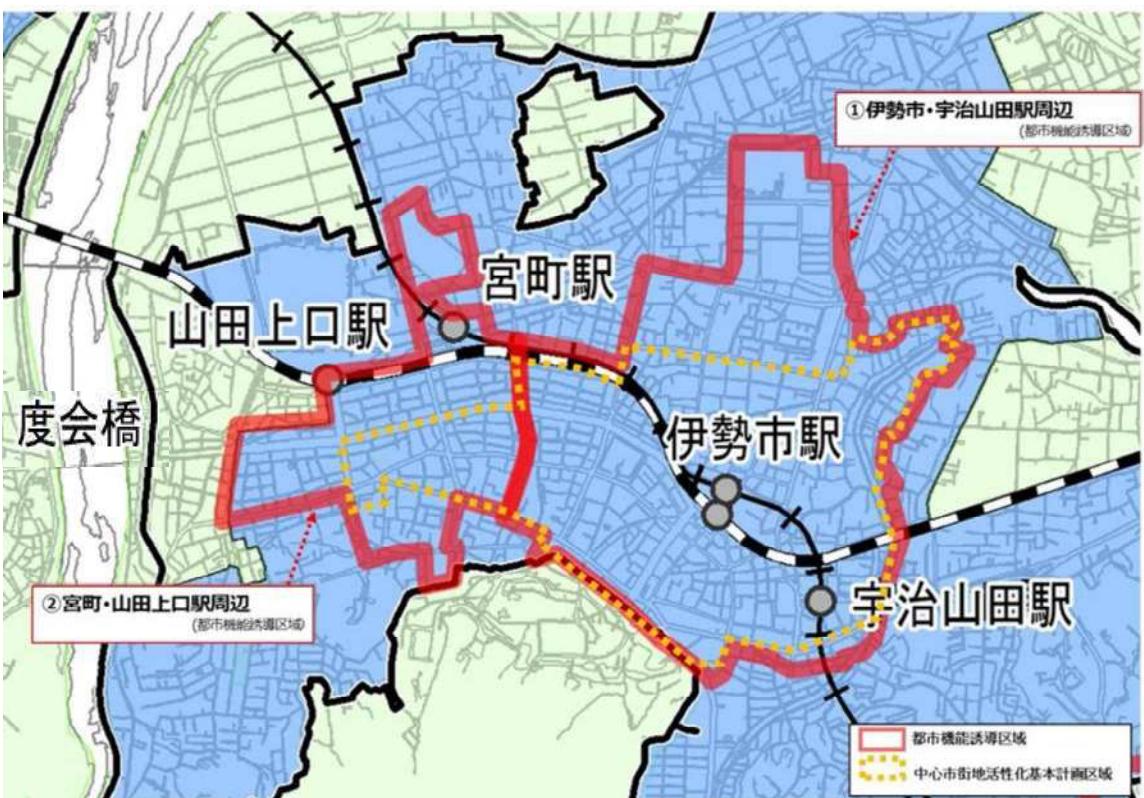
である伊勢市駅及び宇治山田駅周辺を、高密度な商業・業務、文化、観光サービスなどの都市活動の核として位置づけ、また、その周辺一帯を山田都市交流拠点とし、新たな活力を生み出す伊勢市全体の都市活動の中心拠点として位置づけている。

#### (4) 伊勢市立地適性化計画（平成 29 年度～令和 15 年度）

「市民の暮らしと伝統を守り育む集約型都市」を都市づくりの理念としている。

医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に緩やかに誘導、集約し各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、人口密度を維持するために居住を誘導すべき居住誘導区域等を設け、中心市街地活性化基本計画等と連携しながら集約型都市構造への実現を図り、人口減少・少子高齢化等に対応した都市づくりを進めることとしている。

立地適正化計画における都市機能誘導区域は中心市街地を包含しており、誘導施策の中でも、誘導を推進する取組として、中心市街地活性化基本計画における各種の取組を推進することとしており、整合がとれた方針となっている。



#### (5) 伊勢市地域公共交通網形成計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

「私たちで創り、育む、持続性のある地域公共交通網の構築」を基本理念とし、第 3 次伊勢市総合計画や伊勢市都市マスタープラン、伊勢市立地適正化計画など

におけるまちづくりの方針を踏まえ、誰もが使いやすい地域公共交通網の形成を図ることとしている。

移動手段の展開の1つとして、各幹線と支線等を結び、主に中心部を環状に運行する路線を「市内環状線」として位置づけ、高頻度運行による生活利便性向上や集約型都市実現に向けた公共交通網の形成を強化する地域公共交通として確保・維持・改善し、利便性の向上を図るとあり、整合がとれた方針となっている。

#### (6) 伊勢市観光振興基本計画（平成30年年度～令和3年度）

平成30年3月に策定された伊勢市観光振興基本計画では、5つの基本理念が定められており、そのうちの1つに「観光を通じて経済的効果を高める」とある。また、経済効果の目標指標の一つに、中心市街地内の外宮参道通行量を採用し、中心市街地を含めた市内周遊性の向上を図る施策を推進している。具体的方針には、「食の神」である豊受大御神を祀る外宮とともに伊勢の「食」を発信し、滞在や消費の動機付けしていくとあり、「伊勢まちづくり株式会社」が中心となって推進するDMO事業など、中心市街地のにぎわいも考慮して計画が進められている。

#### (7) 伊勢市地域福祉計画（令和元年度～令和5年度）

平成31年3月に策定された伊勢市地域福祉計画では、「みんなの絆と地域の力で育む心豊かなまち」を基本理念に、基本目標として、みんなの課題を丸ごと受け止めるしくみづくりやみんなが参加できる共生の場づくりが掲げられている。取組の中で、気軽に相談できる体制の整備やさまざまな分野、世代を超えた交流ができる「共生の場」の確保を進めるとあり、その拠点となる施設が、中心市街地内に整備予定であり、立地特性を活かし、まちなかに交流とにぎわいが創造されると期待できる。

のことから、中心市街地の活性化はこれらの計画と整合を図りながら進められており、中心市街地において、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することは、中心市街地のみならず、本市及びその周辺地域にとって、有効かつ適切である。

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### [1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化のビジョン、基本方針に基づく、中心市街地活性化の目標とその指標について次のとおり設定する。

##### 伊勢市の中心市街地活性化のビジョン

##### ～働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる

##### 伊勢のまち～

それぞれの地域の魅力を引き出し、高め、住民と来訪者が快適で安全に回遊できるまちをつくることで、地域から中心市街地全体へとにぎわいを発展させる。

##### 中心市街地活性化の基本方針

###### 基本方針①

地元のニーズに応える  
魅力的な商店街づくりと、  
回遊性のあるまちづくり

###### 基本方針②

歩いて生活しやすく、  
安全に暮らせるまち  
づくり

###### 基本方針③

地域資源の魅力創出と  
発信、「おもてなしの心」  
によるまちづくり

##### 中心市街地活性化の目標

###### 目標①

商業の活性化とまちなか  
回遊性の向上

###### 目標②

都市機能の強化と活発  
な地域活動によるまち  
なか居住の促進

###### 目標③

観光の取組による中心  
市街地のにぎわい向上

民間投資や官民連携の  
バックアップにより雇  
用創出を促進し、エリ  
アを隔たりなく回遊で  
きる仕組みづくりによ  
り商店街のにぎわいを  
向上させる。

既存ストックを活用  
し、快適安全な居住環  
境等を整備し、自治会  
活動支援等により、ま  
ちなかの暮らし利便性  
を向上させる。

移動手段不足の解消、  
地域資源の磨き上げ、  
情報発信の強化等によ  
り観光によるにぎわい  
を創出する。

##### 目標指標

###### 目標指標①

歩行者通行量  
新規出店数

###### 目標指標②

中心市街地の居住  
人口の社会増減

###### 目標指標③

観光関連施設等の  
利用者数

## 【2】計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とする。

## 【3】目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標を達成するための「指標」及び「目標値」を下記のとおり設定する。

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	新計画基準値	新計画目標値
地元のニーズに応える魅力的な商店街づくりと、回遊性のあるまちづくり	商業の活性化とまちなか回遊性の向上	歩行者通行量	3,943人 (H30年度)	4,140人 (R7年度)
		新規出店数	50店舗 (H27～R元合計)	55店舗 (R3～R7合計)
歩いて生活しやすく、安全に暮らせるまちづくり	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進	中心市街地の居住人口の社会増減	△177人 (H27～R元合計)	±0人 (R3～R7合計)
地域資源の魅力創出と発信、「おもてなしの心」によるまちづくり	観光の取組による中心市街地のにぎわい向上	観光関連施設等の利用者数	49,337人 (H27～R元年平均値)	53,300人 (R7年)

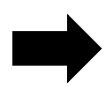
### 目標 1

#### 商業の活性化とまちなか回遊性の向上

##### 目標指標① 歩行者通行量

(中心市街地活性化区域内の5商店街+伊勢市駅北口+河崎地区)

基準値 H30 年度  
3,943人



目標値 R7 年度  
4,140人

前期計画においては限定期的な効果であったため、中心市街地全体の商店街への回遊性を高め、まちなかのにぎわいを創出するには、現在の取組事業の継続と新たな取組が必要であり、その各種事業効果を計測するための目標指標として設定する。

※調査方法：土曜日の9時～18時に中心市街地内の7地点を通過する歩行者及び自転車を計測

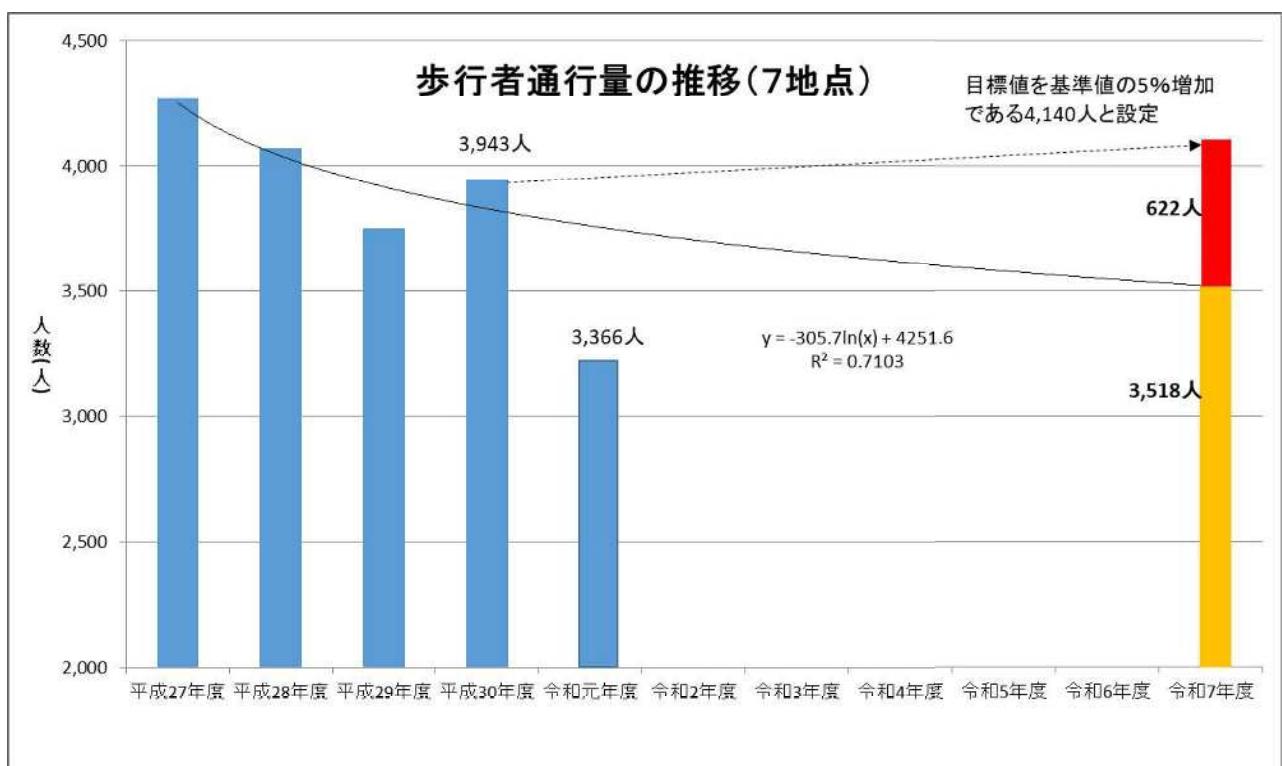
※調査月：各年3月

※調査主体：伊勢まちづくり株式会社及び伊勢市

※調査対象：中心市街地内の商店街に設けた5地点及び伊勢市駅以北の市道2地点の歩行者及び自転車の通行量7地点：伊勢市駅前中央、伊勢銀座新道中央、伊勢高柳中央、浦之橋西、伊勢明倫西、市道北口線、市道外宮二見線

#### 【目標指標の積算方法について】

H27～R元におけるトレンドを踏まえ、目標年度の数値を推計し、事業効果を積み上げ目標値を定める。



#### 【目標指標に寄与する各事業について】

##### ・伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業

分譲住宅整備により、居住人口の増加

$$102 \text{戸} (\text{供給予定戸数}) \times 2.25 (\text{人}/\text{世帯}) \approx 230 \text{人} \textcircled{1}$$

1階商業施設利用者数

店舗面積は約500m<sup>2</sup>と小規模ではあるものの、駅前という市街地の中心とも言える場所に位置していることから、中心市街地の「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」(平成19年度2月1日経済産業省告示第16号)に規定される「店舗面積

当たり日来客数原単位」を参考に算出する。伊勢市的人口は40万人未満のため、1,100–30Sを用いる。

$$S = 0.5 \text{ 千m}^2$$

$$1,100–30 \times 0.5 = 1,085 \text{ 人/千m}^2$$

$$1,085 \text{ 人/千m}^2 \times 0.5 \doteq 542 \text{ 人(来客想定人数)}$$

参考資料(大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針)

	商業地区	その他地区
人口 40万人以上	1,500–20S (S < 20)	1,400–40S (S < 20)
	1,100 (S ≥ 20)	1,000 (S ≥ 10)
人口 40万人未満	1,100–30S (S < 5)	
	950 (S ≥ 5)	

Sは店舗面積(千m<sup>2</sup>) (単位:人/千m<sup>2</sup>)

平成29年度の市民アンケートの結果より、中心市街地へ出かける交通手段として、徒歩・自転車(216人)と回答した人が全体(1,564人)の約10%だったため、来客想定人数のうち10%が徒歩・自転車と想定

$$542 \text{ 人} \times 10\% \doteq 54 \text{ 人} ②$$

令和元年度に歩行者通行量調査を実施した結果、伊勢市駅前中央地点において、上り(伊勢市駅に向かう方向)が270人、下り(伊勢市駅から離れる方向)が372人であり、通過地点を伊勢市駅へ向かう割合は270人/(270人+372人) ≈ 40%であった

今回の事業により増加した居住人口についても、測定時の住民と同様の動きをすると想定し、40%の人が調査地点を伊勢市駅に向かって通行する

$$(230 \text{ 人} ① + 54 \text{ 人} ②) \times 40\% \times 2 \text{ (1往復)} \doteq \underline{\underline{230 \text{ 人}} \text{を増やす}}$$

#### ・宮後1丁目1号線整備事業

道路を開放感のある通りとして再整備し、また、人々が交流する広場に休憩施設としてベンチの整備と、周辺の観光資源等を活かした影絵を投影するなど特徴的な空間を創出することで、

650人(令和元年度 伊勢市駅前商店街歩行者通行量) × 5% ≈ 32人を増やす

設置ベンチ数 4基(2名座り)のうち半分を平均1時間利用=4名/時間

4名/時間 × 調査時間(9時間–1時間)=32名

※調査時間のうち、朝の1時間は歩行者が少ないと想定。

## ・宮後浦口線整備事業

伊勢銀座新道商店街の通りを景観やユニバーサルデザインに配慮した舗装で整備し、人が集い憩え、コミュニティーを形成する空間を確保することで、

500人（令和元年度 伊勢銀座新道商店街歩行者通行量）×8%÷40人を増やす  
宮後1丁目1号線と同じく集い憩える空間の整備を予定しており、同様の効果を得ることが可能であると考える。

設置可能ベンチ数 6基（2名座り）のうち半分を平均1時間利用×80%＝5名/時間  
5名/時間×調査時間（9時間-1時間）＝40名

※調査時間のうち、朝の1時間は歩行者が少ないと設定。また、既存歩行者数（令和元年500人）が伊勢市駅前商店街（令元年650人）より少ないと設定。稼働率を査定する（500人÷650人÷80%）

### ○神宮（内宮・外宮）参拝者数推移

年度	H5年	H10年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
内宮参拝者	5,528,415	4,217,278	5,716,128	6,014,051	6,528,390	5,642,957	5,513,569
外宮参拝者	2,858,709	1,778,154	1,789,280	1,972,234	2,300,461	2,242,827	2,517,526
内宮／外宮 参拝者比率	51.71%	42.16%	31.30%	32.79%	35.24%	39.75%	45.66%
年度	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
内宮参拝者	8,849,738	6,809,288	5,489,703	5,793,374	5,815,560	5,621,645	6,369,505
外宮参拝者	5,355,078	4,055,872	2,892,575	2,945,837	2,982,791	2,883,608	3,360,111
内宮／外宮 参拝者比率	60.51%	59.56%	52.69%	50.85%	51.29%	51.29%	52.75%

内宮と外宮の参拝者数の比率については、第61回式年遷宮が執り行われた平成5年以降、伊勢自動車道の開通や、おかげ横丁のオープンにより、内宮のみを参拝される方が増加し、平成20年には約3割まで減少している。

第62回式年遷宮を契機に約5割までに回復しているが、今後も減少する可能性があることから、公共交通機関とのタイアップキャンペーンや着地型旅行商品造成事業などで、観光客を外宮へ誘導し、平成25年から令和元年の平均値約55%まで増加させ、魅力が向上された商店街へ回遊させる。

平成31年/令和元年の内宮／外宮参拝者比率=52.7%

平成25年から令和元年の参拝者比率の平均=55%

6,369,505人（平成31年/令和元年 内宮参拝者数）×（55%-52.7%）=146,498人

〔外宮参拝者数と商店街の歩行者の関係〕

式年遷宮以降、外宮の参拝者が増加し続けた期間（H27→H29）の参拝者の増加数

$$2,982,791 \text{ 人 (H29)} - 2,892,575 \text{ 人 (H27)} = 90,216 \text{ 人}$$

第1期伊勢市中心市街地活性化基本計画の目標指標である歩行者通行量の測点で、外宮に一番隣接している伊勢市駅前商店街の同期間の歩行者増加数

$$695 \text{ 人 (H29)} - 552 \text{ 人 (H27)} = 143 \text{ 人}$$

観光客が増加した場合の、商店街歩行者数の増加率

$$143 \text{ 人} \div 90,216 \text{ 人} \approx 0.16\%$$

公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業、着地型旅行商品造成事業、文化資源保存活用事業、商店街等振興対策事業、まちなか案内事業、河崎まちなみ魅力創出事業、繋ぐ高柳希望の風事業の取組を行ったことにより、外宮の参拝者を増加させ、中心市街地内の商店街へ回遊させた場合の増加数

$$146,498 \text{ 人} \times 0.16\% \approx \underline{\text{230 人}}$$

#### ・公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業

公共交通機関とタイアップして、旅行商品と連動させたポスター等を作成し、主要駅に掲出することで、公共交通機関を利用した観光客を増加させ、外宮への参拝者を増加させるとともに、その観光客を他の事業と連携して中心市街地内の各商店街へ促す。

#### ・着地型旅行商品造成事業

中心市街地内の店舗等で利用できるクーポン等の旅行商品を造成し、内宮のみの参拝者を中心市街地方面へ回遊させることで、外宮参拝者数を増やす。

#### ・文化資源保存活用事業

博物館施設の企画展示や催し物情報、季節情報を発信し、施設周辺への誘客を図ることで、史跡等の観光を目的とした通行人を増やす。

#### ・商店街等振興対策事業

消費者に魅力あるエリアづくりを行う商店街等に対して補助をすることで、商店街の魅力アップを図り、また、イベント情報等の広報により集客を図る。

#### ・まちなか案内事業

既存の観光案内人による対面式ガイドや紙媒体によるまち歩きクーポンなどをデジタル化することで、新たなユーザー層の取り込みを図り、神宮（内宮・外宮）だけでなく、中心市街地内にある歴史的資源・観光資源に関する案内をする。

#### ・河崎まちなか魅力創出事業

伊勢河崎商人館の活用や、舟運、商人市等のイベントの実施、並びに空町家や空蔵等の利活用を促進させる。

#### ・繋ぐ高柳希望の風事業

空き店舗のリーシング、空き地・空き店舗を利用した交流の場の整備、それを活用した集客を図るイベントを実施する。

#### ・伊勢市駅前商店街活性化事業、しんみち未来創造事業

伊勢市駅前商店街、伊勢銀座新道商店街が店舗の魅力等を情報発信し、関連したイベント等も開催することで、月夜見宮参拝者を伊勢市駅前商店街、伊勢銀座新道商店街へ誘導させる。

平成30年度の月夜見宮参拝者数 117,178人

2つの商店街へ誘導する月夜見宮の参拝者の割合

外宮参拝者のうち、伊勢市駅から外宮を繋ぐ参道である外宮参道を通過した割合まで増加させる

平成27年から平成30年の一日当たりの外宮参拝者数の平均

$$\begin{array}{cccc} \text{H27} & \text{H28} & \text{H29} & \text{H30} \\ (2,892,575 \text{ 人} + 2,945,837 \text{ 人} + 2,982,791 \text{ 人} + 2,883,608 \text{ 人}) \div 4 \text{ 年} \div 365 \text{ 日} \\ \qquad\qquad\qquad \approx 8,017 \text{ 人} / \text{日} \end{array}$$

平成27年から平成30年の一日当たりの外宮参道の歩行者数の平均

$$\begin{array}{cccc} \text{H27} & \text{H28} & \text{H29} & \text{H30} \\ (6,245 \text{ 人} + 6,270 \text{ 人} + 5,414 \text{ 人} + 6,177 \text{ 人}) \div 4 \text{ 年} \approx 6,027 \text{ 人} / \text{日} \end{array}$$

新型コロナウィルス感染症の影響により、観光客が激減した令和元年度の外宮参道の歩行者（3,948人）は、ほぼ市民と想定した場合

外宮参道を通過する外宮参拝者の割合は、

$$(6,027 \text{ 人} - 3,948 \text{ 人}) \div 8,017 \text{ 人} \approx 25\%$$

$$117,178 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 25\% \approx \underline{\text{80人}} \text{ を増やす}$$

## ・居住環境の利便性向上や商店街の魅力増進による増加

空家対策により

市民アンケートによると、中心市街地内の中古の1軒家に住みたいという結果が146軒  
回答数1566人のアンケートで、そのうち約60%が中心市街地外在住者

$$146 \text{ 軒} \times 60\% = 88 \text{ 軒}$$

そのうちの10%に空家に住んでいただだと想定すると

$$9 \text{ 軒} \times 2.25 \text{ (人/世帯)} = 20 \text{ 人が増加①}$$

まちなか移住創業促進により

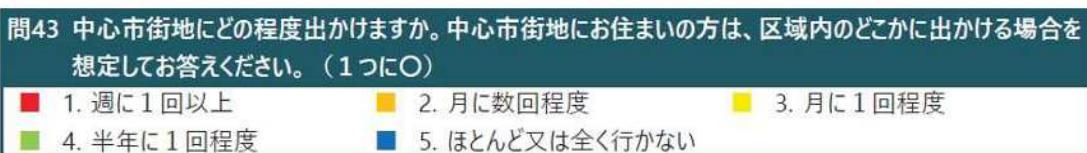
$$1 \text{ 世帯} \times 2.25 \text{ (人/世帯)} \times 5 \text{ 年} = 12 \text{ 人が増加 (移住者) ②}$$

$$1 \text{ 人} \times 5 \text{ 年} = 5 \text{ 人が増加 (大学生) ③}$$

市民アンケートから中心市街地へ毎日出かけると想定する割合 13.85%

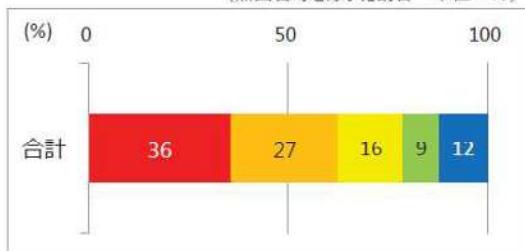
$$(20 \text{ 人} \text{①} + 12 \text{ 人} \text{②} + 5 \text{ 人} \text{③}) \times 13.85\% \times 2 \text{ (1 往復)} = \underline{\underline{10 \text{ 人}}}$$

参考 13.85%の根拠（伊勢市市民アンケートから）



### ○単純集計

(無回答等を除いた割合 単位：%)



「1.週に1回以上」「2.月に数回程度」の割合は、63%となっています。

(単位：人)

回答	1	2	3	4	5	無回答	合計
回答者数	543	409	247	136	185	46	1,566

#### ■ 週に1回以上 36%

36%の方が利便性の増した中心市街地に週2回でかけると想定する。

これを1日あたりに換算すると、 $36\% \times (2/7) = \underline{\underline{\text{約 } 10\% \text{ ①}}}$ の方が毎日中心市街地に出かけると換算できる。

（単に数字上の換算値で、実際の行動とは必ずしも一致しない）

#### ■ 週に数回程度 27%

27%の方が利便性の増した中心市街地に週1回出かけると想定する。

これを1日あたりに換算すると、 $27\% \times (1/7) = \underline{\underline{\text{約 } 3.85\% \text{ ②}}}$ の方が毎日中心市街地に出かけると換算できる。

(単に数字上の換算値で、実際の行動とは必ずしも一致しない)

$$10\% \textcircled{①} + 3.85\% \textcircled{②} = \underline{\underline{13.85\%}}$$

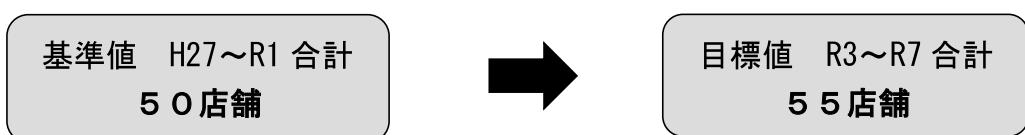
### 【令和5年2月変更時の状況】

令和3年度フォローアップでは、目標指標「歩行者通行量」の目標値が4,140人に対し、最新値が3,359人であった。今後、周辺地域への回遊性の向上に繋がる「アクティブ・アート推進事業」、「伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業」、「都市機能再生促進事業（伊勢市駅前地区）」の実施が、目標値4,140人の達成に寄与することから、これらの新規事業を追加する。

### 【フォローアップについて】

毎年3月の土曜日のうち、周囲でイベントや行事が行われていない日を1日選定し、通行量調査を基に、数値目標の達成状況の把握・分析を行う。関連する事業については、取組の進捗などを踏まえて、目標指標に対する効果を総合的に検証する。また、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

### 目標指標② 新規出店数（中心市街地活性化区域内の5商店街）



前期計画の目標指標では「空き店舗率」を設定していたが、新規出店は各商店街であったものの、空き店舗率の分母となる商店街内の店舗数自体が減少しているため、空き店舗が減少しても空き店舗率への改善効果としては現れなかった。このことから、第2期計画では、にぎわいを創出する第一段階であり、また働く場の提供手段となる新規出店数を目標指標とし、出店数の増加を図るため、更なる商店街のにぎわいを創出する新たな都市機能の更新やソフト事業による環境改善を行っていく。

※調査方法：現地確認及び商店街振興組合へ聞き取り

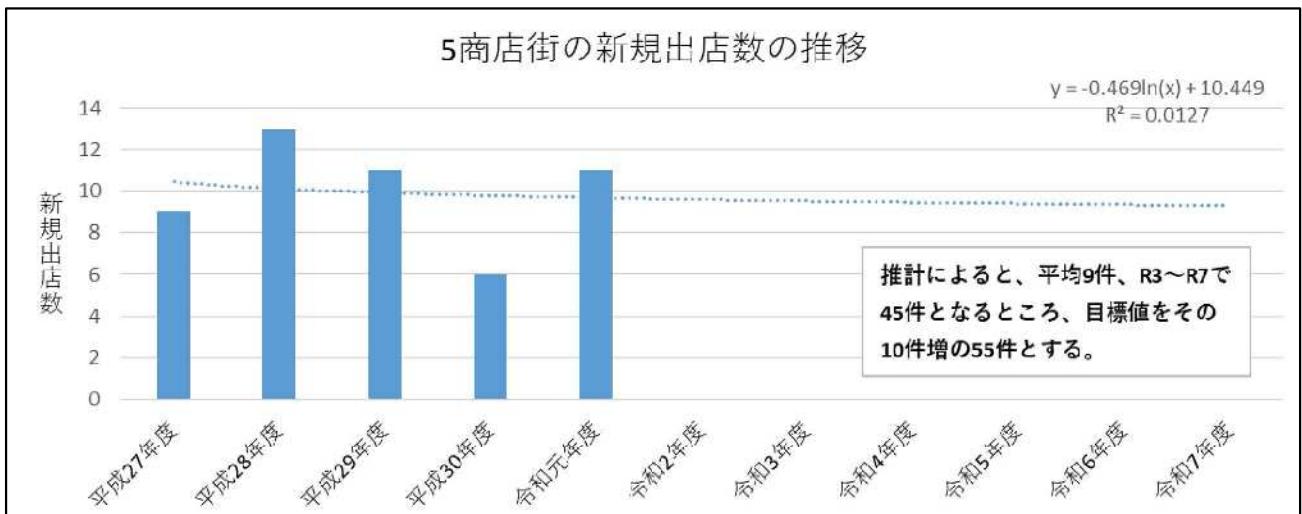
※調査月：各年3月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地内の5つの商店街

## 【目標指標の積算方法について】

H27～R元における合計値を基準に、事業効果を積み上げ目標値を定める。



## 【目標指標に寄与する各事業について】

### ・伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業

市街地再開発事業の実施により 3店舗の出店を想定

### ・創業支援事業

創業や事業所の移転を行う者に必要となる経費の一部を補助することで、過去の実績により毎年3店舗の新規出店があると想定

3店舗 × 5年 = 15店舗

(H29～R元 10店舗利用 (年平均約3店舗))

### ・商店街空き店舗対策支援事業

商店街が区域の不足業種やニーズに沿った業種を空き店舗に誘致する事業や、空き店舗を市民に開放し、ギャラリー等として活用する事業に対して補助を行うことで、過去の実績により毎年6店舗の新規出店があると想定

6店舗 × 5年 = 30店舗

(H27～R元 31店舗利用 (年平均約6店舗))

### ・商店街等振興対策事業

消費者に魅力あるエリアづくりを行う商店街等に補助を行い、また伊勢まちづくり会社が商店街のPR動画を作成し情報を発信する。

### ・商業魅力アップ支援事業

地域住民や観光客のニーズに応えた商業環境の整備やにぎわいの創出に新たに取り組む商業団体等を支援することで、商店街の魅力が向上する。

#### ・伊勢市駅前商店街活性化事業

#### ・しんみち未来創造事業

#### ・繋ぐ高柳希望の風事業

各商店街（伊勢市駅前商店街、伊勢銀座新道商店街、伊勢高柳商店街）において、空き店舗のリーシング、空き地・空き店舗を利用した交流の場の整備、それを活用した集客を図るイベントを実施する。

これらの事業により商店街の魅力が向上し、5年間で7店舗増加すると想定

#### 【フォローアップについて】

毎年3月、商店街の空き店舗調査を実施し、数値目標の達成状況の把握・分析を行う。関連する事業については、取組の進捗などを踏まえて、目標指標に対する効果を総合的に検証する。また、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

#### 【参考指標】

##### 中心市街地の新規出店数

中心市街地の活性化のためには、商店街のみならず区域全体での活性化が必要であり、中心市街地内全域の動向も把握する必要があることから、令和2年調査時点で把握した全域の既存店舗を基準とし、それ以降に新たに出店した店舗数を参考指標として継続的に検証していく。また、調査により閉店舗も把握できることから、定期フォローアップの検証資料として活用する。なお、フォローアップについては商店街の新規出店数と同時期に行う。

中心市街地活性化区域内全体店舗数 1,406店舗 (R2.11調査)

#### 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進

##### 目標 2

##### 目標指標 中心市街地の居住人口の社会増

基準値 H27～R1 合計  
△177人



目標値 R3～R7 合計  
±0人

前期計画において、まちなか居住の誘導対策を実施したが、自然減少と社会減少が続いている。まちなか活動の主役で、各分野でのにぎわいの源となる「人」の減少を抑えるため、事業の新たな取組が必要であり、その各種事業効果を計測するための目標指標として設定する。

※調査方法：住民基本台帳

※調査月：各年4月～3月

※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地内

#### 【目標指標の積算方法について】

H27～R元における合計値を基準に、R3～R7までの減少値に事業効果を積み上げ、基準年からの増減を±0人に目標値を定める。

#### 【目標指標に寄与する各事業について】

##### ・伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業

分譲住宅整備により、居住人口の増加

102戸（供給予定戸数）×2.25（人/世帯）≒230人

市民アンケートによると、中心市街地内のマンションに住みたいという結果が169軒あり、回答数1,566人のアンケートで、そのうち約40%が中心市街地内在住者であることから

169軒×40%≒67軒

そのうちの60%が分譲住宅に住んでいただくと想定すると

67軒×60%≒40軒

40軒×2.25（人/世帯）=90人

全体の人数のうち、90人は中心市街地内からの転居と想定

230人-90人=140人が増加

##### ・空家対策事業、空家総合事業、木造住宅耐震補強等事業

市民アンケートによると、中心市街地内の中古の1軒家に住みたいという結果が146軒

回答数1,566人のアンケートで、そのうち約60%が中心市街地外在住者であることから

146軒×60%≒88人

そのうちの10%に空家に住んでいただくと想定すると

9軒×2.25（人/世帯）=20人が増加

##### ・まちなか移住創業促進事業

移住相談会や移住体感プログラムの実施、移住パンフレットなどによる情報発信により、まちなか移住の促進を図り、また、大学生意識調査等を実施し、若者の地元就職の促進を図ることで

1世帯×2.25（人/世帯）×5年=12人が増加（移住者）

1人×5年=5人が増加（大学生）

#### ・店舗新築・住宅リフォーム促進事業

市民が住宅や店舗のリフォームを行う場合にその経費を補助することにより、人口を維持する。

#### 【令和5年2月変更時の状況】

令和3年度フォローアップでは、目標指標「中心市街地の居住人口の社会増」の目標値が±0人対し、最新値が△54人であった。今後、まちなか居住・定住の目標に繋がる「伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業」の実施が、目標値±0人の達成に寄与することから、この新規事業を追加する。

#### 【フォローアップについて】

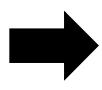
毎年度3月末までの社会増減を住民基本台帳により集計し、数値目標の達成状況の把握・分析を行う。関連する事業については、取組の進捗などを踏まえて、目標指標に対する効果を総合的に検証する。また、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

#### 目標 3

#### 観光の取組による中心市街地のにぎわい向上

#### 目標指標 観光関連施設等の利用者数（手荷物預かり所・レンタサイクル・お伊勢さん案内人の利用者）

基準値 H27～R1 平均値  
49,337人



目標値 R7 年度  
53,300人

多くの観光客を呼び込み、観光によるにぎわいを生み出すためには、観光客への伊勢の魅力の発信と観光サービスの充実が重要となるため、それに向けた事業の取組効果を計測するための目標指標として設定する。

※調査方法：観光統計

※調査月：各年1月～12月

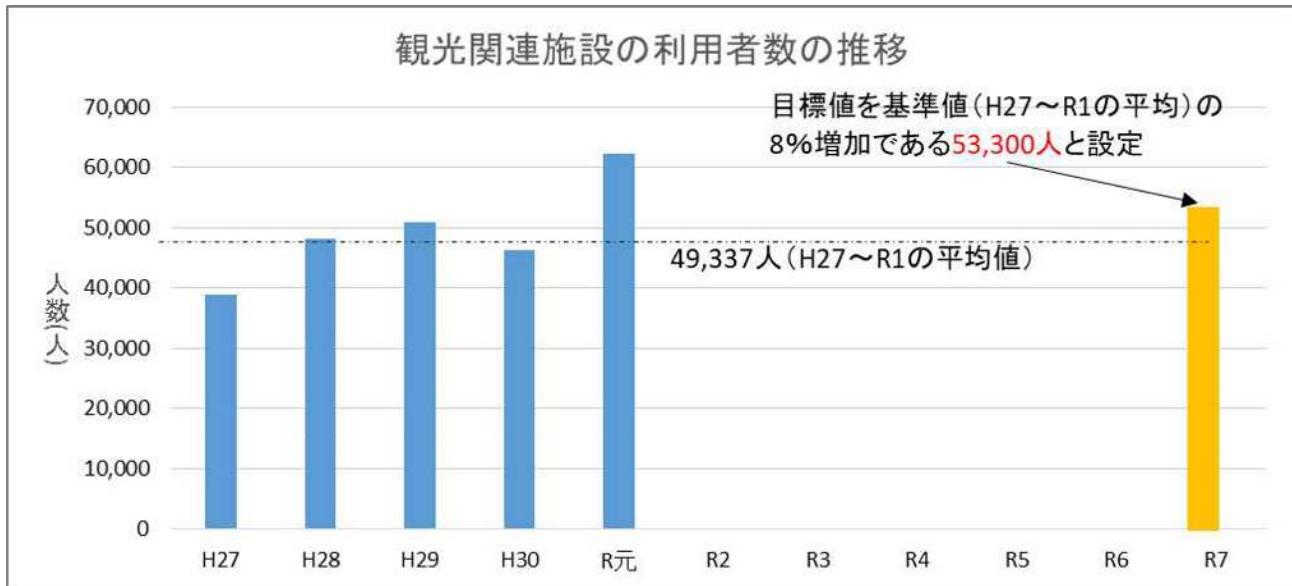
※調査主体：伊勢市

※調査対象：中心市街地内の観光関連施設の利用者

\*手荷物預かり所、レンタサイクル貸出、お伊勢さん観光案内人

## 【目標指標の積算方法について】

H27～R元における合計値を基準に、観光関連施設利用者数と同様の推移をしている外宮参拝者数の平成27年から平成29年の伸び率を参考に、目標値を定める。



## 【目標指標に寄与する各事業について】

過去の神宮参拝者数の推移をみると、式年遷宮の行事が執り行われる年までは増加し、それ以降は減少していくのが伊勢市の課題であった。しかし、平成25年の執り行われた第62回式年遷宮以降については、一旦減少しているものの、平成28年伊勢志摩サミット、平成29年の全国菓子大博覧会の開催により、メディアへ多数取り上げられることが増え、また、市としても広報、キャンペーンを精力的に行ったことで、全国や海外での伊勢市の知名度がさらに上がり、平成27年から平成29年は外宮の参拝者数が3.1%増加した。

目標指標としている観光関連施設の利用者数についても、上記グラフのように、外宮参拝者数と同様の推移をしていることから、次期式年遷宮にむけて、下記の事業により、伊勢市の情報発信を行うことで、観光客の誘客を図り中心市街地内を回遊させ、この伸び率を維持していくこととする。

伊勢神宮外宮参拝者数 2,892,575人 (H27) → 2,982,791人 (H29)

伸び率 3.1% (1.6%/年)

伸び率を5年間継続させるとして、1.6%/年×5年=8%

### ・伊勢神宮奉納全国花火大会

伊勢神宮奉納全国花火大会を開催することで、中心市街地内の伊勢市駅、宇治山田駅で降車する観客を回遊させ、さらに宿泊者数を増加させる。

#### **・お伊勢さんマラソン**

お伊勢さんマラソンを開催することで、セットプランなどによる中心市街地内の宿泊者数を増やし、地域のにぎわいを創出する。

#### **・駅前等イルミネーション事業**

伊勢市駅と宇治山田駅前広場及び伊勢市駅前商店街にイルミネーションによる灯りの演出をすることで誘客を促す。

#### **・公共交通機関とのタイアップキャンペーン事業**

公共交通機関とタイアップして、旅行商品と連動させたポスター等を作成し、主要駅に掲出することで、公共交通機関を利用した観光客を増加させ、外宮への参拝者を増加させるとともに、他の事業と連携して中心市街地内を回遊させる。

#### **・着地型旅行商品造成事業**

中心市街地内の店舗等で利用できるクーポン等の旅行商品を造成し、内宮のみの参拝者を中心市街地方面へ回遊させることで、外宮参拝者数を増やす。

#### **・ナイトタイムエコノミー推進事業**

飲食業など夜間営業を行う業種へ新たな需要を喚起することで、観光客の滞在時間の延伸を図る。

#### **・文化資源保存活用事業**

博物館施設の企画展示や催し物情報、季節情報を発信し、施設周辺への誘客を図る。

#### **・観光客への情報提供事業**

外国語対応が可能なスタッフを常駐させるなどして、外国人観光客にも対応した観光案内所を365日開設し、観光客への適時適切な観光情報の提供を行い、市内周遊を促進する。

#### **・レンタサイクル事業**

手軽な交通手段として、レンタサイクルを提供し、E-BIKEの更なる活用により幅広い世代層にも利用してもらう。また他事業と連携したセットプランの企画・提案によりサイクルツーリズムを推進する。

#### **・まちなか案内事業**

既存の観光案内人による対面式ガイドや紙媒体によるまち歩きクーポンなどをデジタル化することで、新たなユーザー層の取り込みを図り、神宮（内宮・外宮）だけでなく、中心市街地内にある歴史的資源・観光資源に関する情報を案内する。

### ・観光客受入推進事業

パーク＆バスライド利用者を対象に、外宮前-内宮前間の路線バス無料利用券を配布して、市内主要観光エリア間の周遊性向上を図り、これまで内宮のみの訪問に留まっていた観光客を、外宮のある中心市街地へ呼び込む。

### 【フォローアップについて】

毎年度4月～3月までの、手荷物預かり所、レンタサイクル、お伊勢さん案内人の利用者数を集計し、数値目標の達成状況の把握・分析を行う。関連する事業については、取組の進捗などを踏まえて、目標指標に対する効果を総合的に検証する。また、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。

### 【参考指標】

#### 中心市街地内宿泊施設の宿泊者数

中心市街地の活性化のためには、観光関連施設等の利用者数のみならず、中心市街地内の宿泊客数の動向も把握する必要があることから、参考指標として継続的に検証していく。なお、フォローアップについては観光関連施設等の利用者数と同時期に行う。

中心市街地内宿泊客数 322,900人（令和元年）

## 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

### [1] 市街地の整備改善の必要性

中心市街地にかつて立地していた大規模小売店舗に代わり、伊勢市駅前周辺には、優良建築物等整備事業や伊勢市駅南地区整備事業における民間事業者によるホテルの整備が相次ぎ、また、伊勢市駅前第一種市街地再開発事業が進捗するにあたり、周辺商店街の空き店舗へ飲食店等が出店し、観光客が訪れることで、にぎわいが現れまちの雰囲気が大きく変わってきた。

今後は、人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティを推進するため、交通結節点機能の強化、駅周辺の商業・住宅などの都市機能の更新を図る。さらに、周辺の道路を再整備し、人が集い憩える空間を確保することで、住環境の向上とにぎわい空間の創出を図り、災害に強く、安全・快適に移動できる市街地を形成し、中心市街地の都市基盤を強化し、魅力の向上を図る必要がある。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他事項
[事業名] 伊勢市駅前C地区 第一種市街地再開発事業  [内容] 伊勢市駅前地区的再開発事業  [実施時期] 令和元年度～令	民間事業者	伊勢市駅前地区の再開発事業により、商業・住宅などの都市機能の更新を図ることにより、居住人口の増加やにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等)  [実施時期] 令和2年度～令和7年度	

和7年度			
	 		
<p>[事業名] 伊勢市駅北口駐輪場整備事業 [内容] 伊勢市駅を中心とした地域の駐輪場を整備 [実施時期] 令和6年～令和7年度</p> <p>[事業名] 宮後1丁目1号線整備事業 [内容] 宮後1丁目1号線の道路整備 [実施時期] 令和元年～令和7度</p>	<p>伊勢市</p> <p>伊勢市駅を中心とした地域の駐輪場を整備し、公共交通機関等を利用しやすい環境を整えることで、住環境の向上とにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>伊勢市</p> <p>伊勢市駅を中心とした地域の道路を再整備し、人が集い憩える空間を確保することで、住環境の向上とにぎわいの創出を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するためには必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(中心市街地活性化区域) [実施時期] 令和6年度</p> <p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(中心市街地活性化区域) [実施時期] 令和2年度～令和6年度</p>	

[事業名] 岡本吹上線ほか 2 線整備事業  [内容] 岡本吹上線ほか 2 線の視覚障がい者誘導ブロックの整備  [実施時期] 令和元年～令和 3 年度	伊勢市	伊勢市駅を中心とした地域の道路に（視覚障がい者誘導ブロック）を整備することで、誰もが安心して通行可能な空間を確保し、住環境の向上とにぎわいの創出を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 都市構造再編集中支援事業（中心市街地活性化区域）  [実施時期] 令和 2 年度～令和 3 年度	
[事業名] 宮後浦口線整備事業  [内容] 宮後浦口線の道路整備  [実施時期] 令和 3 年～令和 5 年度	伊勢市	伊勢銀座新道商店街の通りを景観に配慮した舗装に整備することで、人が集い憩える空間を確保し、商店街のにぎわいの創出と、活性化を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 都市構造再編集中支援事業（中心市街地活性化区域）  [実施時期] 令和 3 年度～令和 5 年度	

#### (4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地およびその周辺には、市役所をはじめ、図書館、福祉健康センターなどの社会福祉施設や、コミュニティの拠点となる多くの施設が立地している。

また、第1期中心市街地活性化基本計画では、伊勢市駅前地区の再開発施設に、「赤ちゃんから高齢者まで」「健康づくりから福祉サービスまで」総合的な相談と支援を行う保健福祉拠点が整備されている。第2期中心市街地活性化基本計画では、拠点施設による切れ目のない福祉サービス、同じ施設に整備されているハローワークと連携した就労支援の強化などにより、働きやすく暮らしやすいまちづくりを促進させるとともに、地域や商店街と連携した取組を進め、人が集いにぎわいがあふれるまちづくりを進めていく。

一方で、中心市街地内には、神宮へのおかげ参りに因んだ「筋向橋」や「神路通り」などの歴史的資源も多く、この自然・文化資産などを活かすためには、市民だけでなく観光客も集い交流できる拠点を整備していくことが必要である。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他 の事項
[事業名] 文化資源保存活用事業 [内容] 郷土資料館の整備及び各施設の情報発信 [実施時期] 平成19年度～	伊勢市	「伊勢市全市博物館構想」に基づき、市全体を大きな博物館としてとらえ、全域に広がる博物館や自然・文化資産などを相互に連携させて有効活用を図る。また、整備予定の郷土資料館を拠点として、博物館施設の企画展示や催し物情報、季節に応じた見どころなどを情報発信することで、施設周辺への誘客を図り、にぎわいを創出するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和3年4月～令和8年3月	区域内 外
[事業名] アクティブ・アート推進事業 [内容]	伊勢市	伊勢に想いを寄せるクリエイターや、地域の若手クリエイターなどに創作活動の場を提供し、市の伝統工芸などを活	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業	区域内

<p>文化芸術分野のクリエイターと連携をして、商店街などで作品展示や演奏会等を開催する。</p> <p>[実施時期] 令和5年度～</p>	<p>用した作品展示や演奏会等を開催することで、新たな市の魅力発信や商品開発にも繋がっていく。</p> <p>また、商店街などでも開催することで、その場が交流拠点となり、観光客の回遊に繋がるだけでなく、市民が文化芸術を身近に感じられ、愛着を持てるようなまちづくりを進めていく。</p> <p>本事業により、文化施設やホールなどの特定の場所だけでなく、商店街などで開催することにより、そこを交流拠点とした面的な回遊が生まれることから、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[実施時期] 令和5年4月～令和8年3月</p>	
---------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業  
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他事項
<p>[事業名] 伊勢市健康福祉ステーション利用促進事業 [内容] 伊勢市健康福祉</p>	伊勢市	市街地再開発事業により、民間事業者が施行した伊勢市駅前地区の施設に入居する伊勢市健康福祉ステーションの利用者の駐車料金を、無料化することで、気軽に訪れやすい		

<p>ステーションの利用者の負担軽減を図るため、駐車料金の無料化を実施する。</p> <p>[実施時期] 令和5年度～</p>	<p>環境となり、子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる「笑子・幸齡化」のまちづくりを進め、住みたい・住み続けたいと感じられるまちとなることで、まちなか居住・定住の目標に繋がる。</p> <p>また、伊勢市駅前地区の市街地再開発事業は、隣接商店街への回遊など、にぎわいの創出を目的に整備した事業である。交流拠点へ入る本施設利用者の負担軽減を、隣接商店街を訪れる一つのきっかけとし、さらに、商店街と連携した取組みやイベント、情報発信によって、商店街を含めた周辺地域の商業施設へ回遊を促せることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
---------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一緒にとして行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] 街なか居住の推進の必要性

中心市街地では、都市機能の郊外立地や居住者の郊外流出が止まらず、人口の減少が見られ、特に少子高齢化が他の地域より進行している。

しかし、中心市街地では近年分譲マンションの供給がされておらず、また、整備された賃貸マンションは即満室となっていることから、中心市街地に十分な需要はあると判断できる。

また、中心市街地内の空家については、非耐震の木造空家除却に対する補助金利用が急増し、地域の安全性は改善されてきているが、空家の有効的な活用を促進する制度の活用がなかなか進んでいない。

今後、高齢化が進む中、歩いて暮らせる環境整備がより必要であり、中心市街地は都市基盤や商業施設、福利施設などの既存ストックが集積した生活利便性の高い地域であることから、居住環境の向上を図り、地域住民等が実施している空家対策と連携を図りながら、空家の有効的な活用を促進するとともに、移住・起業希望者向けの移住体験プログラム等の充実により移住に対する取組を進め、まちなか居住の促進を図る必要がある。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他
[事業名] 伊勢市駅前C地区 第一種市街地再開発事業【再掲】 [内容] 伊勢市駅前地区	民間事業者	伊勢市駅前地区の再開発事業により、商業・住宅などの都市機能の更新を図ることにより、居住人口の増加やにぎわいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) [実施時期] 令和2年度～令和7	

の再開発事業 [実施時期] 令和元年度～令和7年度		重要な事業である。	年度	
				
[事業名] 木造住宅耐震補強等事業 [内容] 木造住宅の居住安全性の確保または除却 [実施時期] 平成21年度～	伊勢市	木造住宅の居住安全性の確保あるいは除却を通じて、まちなかの居住環境の向上に寄与するものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 防災・安全交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） [実施時期] 平成28年度～	
[事業名] 空家対策事業 [内容] 移住者等を対象とした空家の利用促進 [実施時期] 令和元年度～	伊勢市	移住者等を対象とした空家の活用促進を通じて、空家の再利用と移住者等の定住による人口増を図るものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 都市構造再編集中支援事業（中心市街地活性化区域） [実施時期] 令和2年度～令和6年度	
[事業名] 空家総合事業 [内容] 空家の適正管理の啓発、実態調査 [実施時期] 平成29年度～	伊勢市	空家の適正管理の周知、実態調査、危険空家の除却推進等、計画的な空家対策を推進することで、まちなかの居住環境の向上を図るものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 空き家対策総合支援事業 [実施時期] 令和2年度～	

#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他事項

[事業名] まちなか移住創業促進事業	伊勢市 中心市 街地活性化協議会	中心市街地の定住人口を増やすべく、伊勢市・商工会議所・まちづくり会社等の関係機関が連携し、主に市外、県外からの移住希望者を対象に、創業、就業、子育て支援等施策のPRや企画の検討、実施を行うものであり、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。		
-----------------------	------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

## 7. 中小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### [1] 経済活力の向上の必要性

中心市街地の小売業は、商店数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向にあり、市域全体に占めるシェアも低下している。

一方、伊勢市駅前周辺には、優良建築物等整備事業（平成28年11月開業）や伊勢市駅南地区整備事業（平成30年6月開業）における民間事業者によるホテルの整備が相次ぎ、また、周辺商店街の空き店舗へ飲食店等が出店し、観光客が訪れることで、にぎわいが現れまちの雰囲気が大きく変わってきた。それに合わせ空き店舗を利用した新規店舗が開業しており、一部ではにぎわいの再生がみられる。

しかし、従来から伊勢の活性化を支えた中心市街地においては、商店の後継者問題、建物の利用形態や老朽化、社会的な人口減少などの要因により、商業環境については市民ニーズに対応できておらず、中心市街地全体が十分に活性化しているとは言い難い。

今後は、広がりつつあるにぎわいを中心市街地全体へと波及させ、高齢化する地域住民の日々の暮らしを支える上でも、特に生活商業機能の充実が必要であり、歩ける範囲で日常生活に必要なものを買いそろえることができるようしていく必要がある。

また、伊勢市は観光都市であり、伊勢神宮（内宮・外宮）の参拝者数は、第62回式年遷宮以降減少したものの、伊勢志摩サミットや令和への改元などにより年間約900万人を維持している。しかし、外宮の参拝者は内宮の5割程度しかないことから、内宮のみを訪れている観光客を、ニーズに沿う情報発信や魅力ある商品を提供することで外宮へ誘導し、また、回遊手段を構築することで、そのにぎわいを周辺商店街等へも広げるなど、中心市街地内を回遊・観光できるまちづくりをすすめていく必要がある。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他 の事項
[事業名] 商店街空き店舗対策支援事業 [内容] 商店街における空き店舗対策	伊勢市 伊勢まちづくり株式会社	商店街等が区域の不足業種やニーズに敵う業種を空き店舗に誘致する事業、空き店舗を市民に開放し、ギャラリー等として活用する事業に対して、まちづくり会社が補助す	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和3年4月～令	区域内

[実施時期] 平成 27 年度～		ることにより、商店街の集客力及び機能回復の促進を目的として、空き店舗の解消を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。	和 8 年 3 月	
[事業名] 商業魅力アップ支援事業 [内容] 商業環境の整備やにぎわいの創出を目的とした取組への補助 [実施時期] 平成 27 年度～	伊勢市	地域住民や観光客のニーズに応えた商業環境の整備やにぎわいの創出に新たに取り組む商業団体等に対して、事業費の一部を補助することで、商業の振興を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内
[事業名] 店舗新築・住宅等リフォーム促進事業 [内容] 店舗や住宅のリフォームに対する補助 [実施時期] 平成 27 年度～	伊勢市	住宅や店舗のリフォーム・増改築及び店舗の新築を行う場合に、その工事費用の一部を補助することで、市民や事業者の改修意欲等を向上させ、市内の住宅関連産業及び商業の活性化を図ることから、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内
[事業名] 創業支援事業 [内容] 創業や移転に必要となる経費の一部の補助 [実施時期] 平成 29 年度～	伊勢市	市内での創業や第二創業、市外から事業所移転を行う者にかかる創業・移転に必要となる経費の一部を補助することで、雇用創出及び移住・定住の促進を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内

[事業名] 伊勢のまつり開催事業 [内容] 地域最大のまつりである「伊勢まつり」を開催 [実施時期] 明治 28 年度～	伊勢まつり実行委員会	パレード、イベント、出店など 150 を超える団体が参加する地域最大級のまつりである伊勢まつりは、市民が「見て」、「参加して」、「楽しめる」行事をコンセプトに、市民主体で企画・運営する秋の恒例行事であり、市民や近隣市町民により、にぎわいを創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内
[事業名] ふるさと未来づくり事業 [内容] 地域活動を行う自治組織に対する運営資金等の支援 [実施時期] 平成 27 年度～	伊勢市	地域の課題を解決する地域自治組織が行う、事業、イベントなどについて補助を行う。住民の日常生活の手伝いをする活動や子供たちの見守り活動、防災パトロール、健康フェア、音楽コンサートなど様々な活動により、地域コミュニティを活性化させることで住みよいまちを実現する。また、地元の声を聞きながら市と連携・協働しながら空家対策活動も進めており、活発な地域活動によるまちなか居住の促進という目標を達成するために、必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内外
[事業名] 観光客への情報提供事業 [内容] 観光客への適時適切な観光情報の提供 [実施時期] 平成 5 年度～	伊勢市	「外国人観光客案内所」の認定を受けた観光案内所を年間 365 日開設し、観光客への適時適切な観光情報の提供を行う。中心市街地内にある外宮界隈の様々なお店で特典が受けられるクーポンの販売や、旅行商品のノベルティ交換の請負、レンタサイクルの貸し出し等を行い、市内周遊を促進し、滞在時間の延伸を図るものであり、観光の取組によ	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内外

		る中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 観光客実態調査事業 [内容] 観光客の行動実態に関する調査を実施 [実施時期] 平成 26 年度～	伊勢市	伊勢市を訪れる観光客の行動実態に関する調査を実施し、その特性、傾向等を分析する。分析から導きだした観光客のニーズなどを、中心市街地への更なる観光客流入を図る事業を実施する際の検討材料として活用し、増加につなげるものであり、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内外
[事業名] 伊勢神宮奉納全国花火大会 [内容] 伊勢神宮奉納全国花火大会の開催 [実施時期] 昭和 28 年度～	伊勢神宮奉納全国花火大会委員会	全国各地から選抜された花火師たちが神宮に奉納し、日頃の研鑽の成果を神都伊勢の夜空に抱擁する「伊勢神宮奉納全国花火大会」を開催することで、地域のにぎわいを創出し、宿泊者数の増加を図るものであり、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域外
[事業名] お伊勢さんマラソン [内容] 野口みづき杯中日三重お伊勢さんマラソンを開催 [実施時期] 昭和 57 年度～	お伊勢さんマラソン実行委員会	伊勢市出身でアテネ五輪女子マラソン金メダリストの野口みづき氏を大会長に迎えて「野口みづき杯中日三重お伊勢さんマラソン」を開催することで、地域のにぎわいを創出し、宿泊者数の増加を図るものであり、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域外

[事業名] 観光客受入推進事業 [内容] パーク＆バスライド利用者を対象に、外宮前-内宮前間の路線バス無料利用券を配布 [実施時期] 平成 27 年度～	伊勢市	伊勢市が、伊勢地域観光交通対策協議会及び三重交通と協働で、パーク＆バスライド利用者を対象に、外宮前-内宮前間の路線バス無料利用券を配布し、市内主要観光エリア間の周遊性向上を図るものであり、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域 内外
[事業名] 観光地等混雑状況配信事業 [内容] AI カメラの設置による観光地等の混雑状況、予測情報の配信 [実施時期] 令和 2 年度～	伊勢市	観光地等へAIカメラを設置して、データの収集・分析を行い、混雑状況や予測情報を配信することによって、観光客が混雑を避けて行動するための判断材料を提供する。観光客の分散化を図り、主要駅周辺をはじめ市内周遊を促すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域 内外
[事業名] 駅前等イルミネーション事業 [内容] 伊勢市駅、宇治山田駅周辺、伊勢市駅前商店街にてイルミネーションを整備 [実施時期] 平成 23 年度～	伊勢市	伊勢市の玄関口にあたる伊勢市駅と宇治山田駅前広場及び伊勢市駅前商店街にイルミネーションによる灯りの演出をすることで誘客を促し、にぎわいの創出を図ることから、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内
[事業名] 伊勢っ子育て事業 [内容] 小学生が伊勢市に関する知識を	伊勢市	小学生が外宮・内宮等において、活動地の歴史を勉強し、伊勢市に関する知識を学ぶことで、観光客のお出迎え活動を行う事業で、観光客とのふれあいや地域での学習を通じ	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和 3 年 4 月～令	区域 内外

学び、観光客お出迎え活動を行う [実施時期] 平成 27 年度～		て、次代を担う人材が育成されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	和 8 年 3 月	
[事業名] 集大会・スポーツ合宿誘致補助金 (事業) [内容] 集大会・スポーツ合宿の誘致補助 [実施時期] 平成 25 年度～	伊勢市	市内のスポーツ施設を利用した市内宿泊施設への宿泊者に対し、補助金を交付することで、集大会等の誘致を図り、市内への来訪・滞在者数を増加させることにより観光による経済波及を促すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内
[事業名] 公共交通機関とのタイアップキャンペーん事業 [内容] 公共交通機関とタイアップした事業の実施 [実施時期] 平成 26 年度～	伊勢市	公共交通機関とタイアップし、旅行商品と連動させたポスター等を作成し、主要駅のポスター枠やデジタルサイネージ等に掲出することにより、遠隔地から伊勢へ誘客し、市内の周遊促進を行い、滞在時間を延伸させることで、市内における観光消費額の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内外
[事業名] 着地型旅行商品造成事業 [内容] 誘客にかかる事業企画・旅行商品造成及びその販売促進 [実施時期] 平成 17 年度～	伊勢市	何度も伊勢に来ていただく動機付けとなるような伊勢の魅力を盛り込み、多様化する観光客のニーズにも対応した、事業企画、旅行商品造成及びその販売促進を行うことで、多くの観光客を誘致し、訪れた観光客の市内滞在時間の延伸による観光消費額の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内外

[事業名] 文化資源保存活用事業【再掲】 [内容] 郷土資料館の整備及び各施設の情報発信 [実施時期] 平成 19 年度～	伊勢市	「伊勢市全市博物館構想」に基づき、市全体を大きな博物館としてとらえ、全域に広がる博物館や自然・文化資産などを相互に連携させて有効活用を図る。また、整備予定の郷土資料館を拠点として、博物館施設の企画展示や催し物情報、季節に応じた見どころなどを情報発信し、施設周辺への誘客を図り、にぎわいを創出するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内外
[事業名] 伝統継承行事初穂曳実施事業 [内容] 初穂曳の実施 [実施時期] 昭和 47 年度～	伊勢神宮奉仕会	神宮に新穀を奉納する行事「初穂曳」を行う。「初穂曳」は 20 年に 1 度行われるお木曳・お白石持行事の伝統を継承するためにも行われている。地元をはじめ全国から多くの人々が集まり、にぎわいの創出に資することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月	区域内
[事業名] 都市機能再生促進事業（伊勢市駅前地区） [内容] 都市機能再生事業（市街地再開発事業）の施行者等に対し、奨励金を交付する。 [実施時期] 令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	伊勢市	伊勢市駅周辺の賑わい創出と中心市街地の活性化を図ることを目的に施行された都市機能再生事業の施行者や店舗営業者等に対し、都市機能再生奨励金制度に基づいた奨励金を交付することで、資金が乏しい初動期の事業の健全化と、新たな事業展開への契機へと繋げる。 また、雇用奨励金により市内在住者の新規雇用を進めることで、施設への来訪者の増加と中心市街地への定住の促進を図り、事業効果を一層高め	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業  [実施時期] 令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月	区域内

		<p>いく。</p> <p>本事業により、複合施設が健全な運営がされることで、施設だけでなく周辺地域の商業機能の強化が図られ、商業の活性化と回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他 の事項
<p>[事業名] 商店街等振興対策事業</p> <p>[内容] 中心市街地内の商店街の活性化に寄与する事業への補助・支援</p> <p>[実施時期] 令和元年度～</p>	<p>伊勢市</p> <p>伊勢まちづくり株式会社</p>	<p>商店街等の発展及び活性化を目的として、消費者に魅力ある商店街づくりのために行う事業に対して補助をする。また、中心市街地において商店街等が行うイベント等を、伊勢まちづくり株式会社が情報発信する。さらに、商店街等における歩行者通行量調査について、AI カメラを活用した実証実験を行い、得られたデータを分析活用するとともに、その効果を検証する。これらの取り組みは、商業の振興に資することから、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業（中心市街地活性化区域）</p> <p>[実施時期] 令和2年度～令和6年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実	その他 の事項
--------------	------	----------------------------	----------------	------------

			施時期	
[事業名] 専門人材活用事業 [内容] 中心市街地活性化を図るための専門人材の活用 [実施時期] 令和 2 年度～	伊勢市 伊勢まちづくり株式会社 伊勢商工会議所	中心市街地活性化に取り組む各主体に対する助言及び関係者との連携・調整を図ることで円滑な事業推進を支援し、中心市街地のにぎわいを向上させる。また、専門家派遣を活用し、既存事業者の経営課題の解決、新商品開発、新事業展開を支援する。さらに、地域外の人材を積極的に誘致し、地域資源の発掘や資源を生かした地域活動を通じ、地域力の維持・強化に取り組むものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[事業名] 皇學館大学地域連携事業 [内容] 地元大学との連携による地域課題の解決 [実施時期] 平成 28 年度～	伊勢市 伊勢商工会議所 皇學館大学	商工会議所などが皇學館大学と連携し、主に商工業者などが抱える地域課題の解決に取り組むものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[事業名] 伊勢やまだエリアマネジメント会議 [内容] 関係団体との戦略会議及び立案された企画の推進 [実施時期] 令和 3 年度～	伊勢まちづくり株式会社ほか	まちづくり会社のデベロッパー事業を適切に推進すると同時に、中心市街地のコアである伊勢市駅周辺のエリアマネジメントを推進すべく、関係団体との戦略会議及び立案された企画を推進することで、中心市街地の都市機能の更新を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

[事業名] まちなか案内事業 [内容] 観光ガイド等によるまちなか案内、回遊の向上 [実施時期] 平成 28 年度～	伊勢商工会議所ほか	お伊勢さん観光案内人(商工会議所事業)、お伊勢さんまち歩きクーポン(まちづくり会社)等、地元住民から観光客まで、まちなかを案内するサービスを提供することで、中心市街地の滞在時間の延伸を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[事業名] 地域資源を活用した商品開発事業 [内容] 地域資源を活用した商品の開発・販売 [実施時期] 平成 27 年度～	伊勢まちづくり株式会社ほか	歴史的・文化的で多様にある地域資源を活かした物品及び体験型サービスにおける商品開発を行い、販売促進を行うことで、伊勢のまちの魅力度・知名度向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[事業名] 伊勢やまだ大学事業 [内容] 山田の商店街を中心とした学び・交流の場の開設 [実施時期] 平成 26 年度～	商店街連合会ほか	各商店街が連携し市民大学の運営を行い、伊勢の文化・歴史・生活等について学べる場(一般講座、特別講座、お店ゼミ)を市民や観光客へ提供することで、山田(外宮前)全体のエリアの価値向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[事業名] 河崎まちなみ魅力創出事業 [内容] 登録有形文化財、空町家・空蔵、舟運等の活用による魅力創出 [実施時期] 平成 28 年度～	伊勢河崎まちづくり衆ほか	かつて問屋街として栄えた河崎地区にて、登録有形文化財の伊勢河崎商人館の活用(だいどこ市、商人市ほか)や、勢田川を活用した事業の実施、さらに地区内の歴史的空町家・空蔵等の活用を促進することで、地区の魅力創出を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要		

		な事業である。		
[事業名] 中心市街地の魅力創出事業 [内容] 中心市街地の魅力を発信するためのソフト事業 [実施時期] 平成 28 年度～	伊勢商工会議所ほか	中心市街地内の多様な団体が歴史、文化、伝統、民俗行事、地域の特性を活かしたイベント(祭り、特産品の市場等)等を実施すること、及び当事業内容の情報発信を行うことで、地域のにぎわいを創出する他、観光客の誘客を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
[事業名] ナイトタイムエコノミー推進事業 [内容] 中心市街地の夜の魅力を創出するための事業 [実施時期] 令和 3 年度～	伊勢市観光協会	夜間の地域経済を振興する本事業は、本計画地域において飲食業など夜間営業を行う業種へ新たな需要を喚起することから、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 伊勢市駅前商店街活性化事業 [内容] 伊勢市駅前商店街活性化に向けた事業の実施 [実施時期] 平成 29 年度～	伊勢市駅前商店街振興組合	組合活動と商店街地区活性化のため、組合の既存ビジョン・プランの更新、市街地再開発事業の事業者との連携を継続することで、伊勢市駅前の新たなにぎわいの創出を図るものであり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] しんみち未来創造事業 [内容] しんみち商店街活性化に向けた	伊勢銀座新道商店街振興組合	商店街の将来像を定めた既存ビジョンの更新、またこれに基づいた組合事業を継続し、複数ある空き店舗の削減、来客数の増加を目指し、商店街の魅力向上を図るものであ		

事業の実施 [実施時期] 平成 29 年度～		り、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 繋ぐ高柳希望の風事業 [内容] 高柳商店街活性化に向けた事業の実施 [実施時期] 平成 29 年度～	伊勢高柳商店街振興組合	平成30年に発生した商店街中心部の火災事故跡地である被災空地の利活用を主として作成した商店街ビジョンを基に、被災空地活用の事業検討、減少する組合員数、増える空き店舗等の課題へ取組み、100年以上の歴史をもつ商店街を次世紀へと繋げるための事業であり、商業の活性化とまちなか回遊性の向上という目標を達成するために必要な事業である。		

## 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

### [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

伊勢市の中心市街地は、鉄道や路線バス、コミュニティバスの乗降拠点となっており、鉄道駅乗客数や観光周遊バス乗客数は増加している。しかし、観光客及び市民の移動手段は依然として自動車の割合が高い。また、第62回式年遷宮を契機として外宮への入り込み客が増大し駐車場不足などが課題となっていることから、自動車に依存しない移動環境の整備を行うとともに、高齢者や交通弱者に対応した、生活を支える地域公共交通の充実を図る必要がある。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

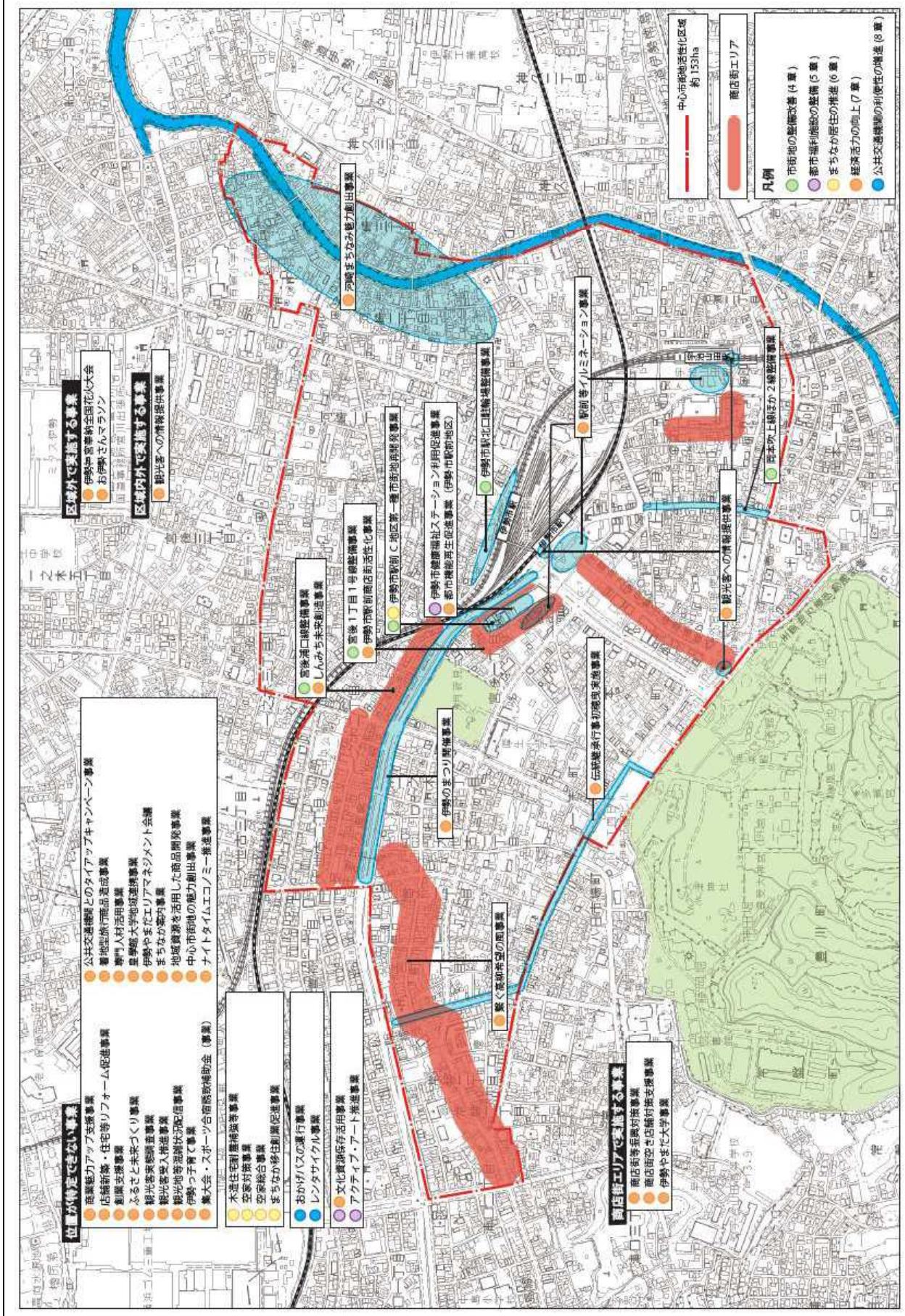
#### (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他
[事業名] おかげバスの運行事業 [内容] 交通不便地域や市内主要施設を循環するバスの運行 [実施時期] 平成19年度～	伊勢市	交通不便地域や市内主要施設を循環するバスを運行することで、地域間の交通格差を解消するとともに、中心市街地への移動手段を確保し、にぎわいを創出することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通確保維持事業) [実施時期] 令和2年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他
[事業名] レンタサイクル事業 [内容] レンタサイクルの貸出 [実施時期] 昭和 50 年度～	伊勢市観光協会	公共交通での利便性が悪い中心市街地のエリアへの観光客やビジネス客の手軽な交通手段として、レンタサイクルを提供する本事業を実施することは、観光の取組による中心市街地のにぎわい向上という目標を達成するために必要な事業である。		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 伊勢市中心市街地活性化庁内検討会

- ・伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領  
(設置)

第1条 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、本市の中心市街地の活性化を図るよう庁内各課の調整等を行うため、伊勢市中心市街地活性化庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中心市街地活性化に関する庁内の連絡調整に関すること。
- (2) 中心市街地活性化に関する施策の評価及び検証に関すること。
- (3) 中心市街地活性化に関する課題の把握及び分析に関すること。
- (4) 中心市街地活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく中心市街地活性化基本計画の策定に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他中心市街地活性化に関し、市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 検討会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長、副会長は委員の互選によって選出する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

#### 附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成27年1月19日）

この要領は、平成27年1月19日から施行する。

附 則（平成27年4月6日）

この要領は、平成27年4月6日から施行する。

附 則（令和3年5月11日）

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	役職名
危機管理部	危機管理課長
情報戦略局	企画調整課長
	文化政策課長
環境生活部	市民交流課長
	環境課長
健康福祉部	福祉総務課長
産業観光部	商工労政課長
	観光振興課長
	観光誘客課長
都市整備部	都市計画課長
	交通政策課長
	基盤整備課長
	住宅政策課長

・ 庁内検討会の活動状況

	年 月 日	概 要
第1回	平成25年5月28日	中心市街地活性化の概要 本会の設置目的 今後のスケジュール
第2回	平成25年10月9日	中心市街地活性化に係る現況 旧法計画の事業評価（事業進捗状況）
第3回	平成25年12月4日	事業検証シート及び現況調査の結果報告 中心市街地活性化の方針（案）の検討 中心市街地活性化プラン（案）の対象区域
第4回	平成26年1月28日	中心市街地の活性化に向けた考え方 中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て
第5回	平成26年2月21日	中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て 中心市街地活性化プラン（案）のとりまとめ
第6回	平成27年1月26日	中心市街地活性化基本計画に記載する事業
第7回	平成27年8月20日	中心市街地活性化基本計画に記載する事業 今後のスケジュール
第8回	平成27年11月2日	パブリックコメントの結果

		前回からの変更点と今後のスケジュール
第 9 回	平成 28 年 6 月 21 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュール
第 10 回	平成 28 年 9 月 8 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について
第 11 回	平成 29 年 6 月 19 日	平成 28 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更及び今後のスケジュールについて
第 12 回	平成 29 年 9 月 22 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について
第 13 回	平成 30 年 6 月 14 日	平成 29 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画への新規追加事業及び今後のスケジュールについて
第 14 回	平成 30 年 10 月 9 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて
第 15 回	令和元年 6 月 11 日	平成 30 年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更・新規追加事業及び今後のスケジュールについて
第 16 回	令和元年 10 月 4 日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて
第 17 回	令和 2 年 6 月 8 日	フォローアップ報告書について 第 2 期中心市街地活性化基本計画について
第 18 回	令和 2 年 8 月 28 日	第 2 期中心市街地活性化基本計画について
第 19 回	令和 3 年 4 月 26 日	第 1 期最終フォローアップ報告書について 第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画について 伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領の改正について
第 20 回	令和 4 年 4 月 28 日	第 2 期中心市街地活性化基本計画の概要について 定期フォローアップ報告書について

## (2) 伊勢市議会における審議内容

年 月	審議の要旨
平成 25 年 2 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市駅前整備と伊勢再開発ビルの進捗状況について</li> <li>・中心市街地活性化基本計画の概要と今後の取り組みについて</li> <li>・中心市街地活性化基本計画に関する他市の取り組みについて</li> <li>・法律改正に伴う伊勢市の土地利用方針について</li> </ul>
平成 26 年 2 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化プラン(案)の進捗状況について</li> <li>・中心市街地活性化の旧法計画による実施状況について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地における人口等増減の比較について</li> <li>・中心市街地に関する市民アンケート結果について</li> </ul>
平成 26 年 4 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化のビジョン・施策の柱・目標について</li> <li>・中心市街地活性化の計画区域の設定について</li> <li>・中心市街地活性化の各エリアにおける事業の方向性について</li> </ul>
平成 26 年 9 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり会社の設立について</li> <li>・まちづくり会社の中心市街地活性化への関わりについて</li> </ul>
平成 26 年 12 月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり会社の出資金について</li> <li>・まちづくり会社に対する伊勢市の果たすべき役割と責任について</li> <li>・まちづくり会社の収益事業による利益の還元について</li> </ul>
平成 27 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の区域及び実施事業について</li> </ul>
平成 27 年 8 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の区域及び実施事業について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成 27 年 11 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画(案)の変更点について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 29 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について</li> </ul>
平成 30 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について</li> </ul>
令和元年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について</li> </ul>
令和 2 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について</li> <li>・第 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について</li> </ul>
令和 2 年 8 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期中心市街地活性化基本計画の目標指標、掲載事業、パブリックコメントの実施、及び今後のスケジュールについて</li> </ul>
令和 2 年 11 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> </ul>
令和 3 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画最終フォローアップの概要について</li> </ul>
令和 4 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について</li> </ul>

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 伊勢市中心市街地活性化協議会の基本的な考え方

伊勢市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という）は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、伊勢商工会議所とまちづくり会社を核として、伊勢市中心市街地活性化に関する地域団体、商店街、民間事業者、学識経験者、国、県、市等で構成し、伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画について協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について調整を行う。

### (2) 伊勢市中心市街地活性化協議会 規約

#### (設置)

第1条 伊勢商工会議所及び伊勢まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

#### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「伊勢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### (事務局)

第3条 協議会は、事務を処理するために伊勢商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

#### (目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

#### (公告の方法)

第5条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

#### (活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、総会、役員会、幹事会及び必要に応じて専門委員会を設け次の活動を行う。

##### (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出

イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換

エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究

オ 協議会の会員及び地域向けの情報発信

カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) その他中心市街地の活性化に関するここと

ア 各種組織、団体との交流

イ 関係情報の収集

ウ その他、目的達成のための必要な活動

(構成員)

第7条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

(1) 伊勢商工会議所

(2) 伊勢まちづくり株式会社

(3) 伊勢市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

(アドバイザーの設置)

第8条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第9条 協議会は必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(入会)

第10条 会員として入会する場合は、入会申込書により会長に申し込み、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 別途定めるところにより、会員より会費を徴収することができる。

(退会)

第12条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(役員)

第15条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 会計監事 1名

2 会長は、総会において会員の中から選任する。

3 副会長、理事、会計監事は会長が指名する。

4 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続き職務を行うものとする。

(職務)

第16 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(総会)

第17 条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他役員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第18 条 役員会は、協議会の目的を達成するために必要な事項の審議及び幹事会協議事項等の承認を行う。

2 役員会は会長、副会長、理事をもって構成する。

3 役員会は、役員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第19 条 第6条に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため幹事会を設置する。

2 幹事会の構成員及び幹事長は会長が指名する。

3 幹事会は適宜開催し、活動方針と活動計画を策定し、毎年度の活動報告について審議するとともに、基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し協議し、意

見の提出を行う。

- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 その他運営に必要な事項は会長の承認を得て幹事長が定める。

(専門委員会)

第20 条 幹事会の目的を達成するため、専門的な協議又は調査研究の必要が生じた場合は専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の設置及び構成員は会長の承認を得て幹事長が決める。
- 3 専門委員会協議事項は幹事会に報告を行う。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第22 条 協議会の収入は、会費、寄附金及び事業収入による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(解散)

第23条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

伊勢市中心市街地活性化協議会構成員

法令根拠	所属団体	所属団体役職	備考
法第15条第1項 (商工会議所)	伊勢商工会議所	会頭	会長
		中心市街地活性化委員会委員長	幹事
		中心市街地活性化委員会副委員長	幹事
		中心市街地活性化委員会	幹事
		中心市街地活性化委員会	幹事長
		専務理事	事務局長
法第15条第1項 (まちづくり会社)	伊勢まちづくり株式会社 (伊勢市出資比率3%)	社長	副会長

法第 15 条第 4 項 (観光事業者)	公益社団法人 伊勢市観光協会	会長	副会長
		副会長	幹事
		専務理事	幹事
法第 15 条第 4 項 (商業者)	伊勢市商店街連合会	会長	理事
	伊勢明倫商店街協同組合	理事長	
	伊勢銀座新道商店街振興組合	理事長	
	伊勢市駅前商店街振興組合	理事長	
	伊勢高柳商店街振興組合	代表理事	
	浦之橋商店街振興組合	代表理事	
	外宮参道発展会	会長	
法第 15 条第 4 項 (交通関係)	三重交通株式会社	取締役/不動産営業部担当役員	
	近畿日本鉄道株式会社	執行役員 鉄道本部企画統括部長	
法第 15 条第 4 項 (再開発事業者)	伊勢まちなか開発株式会社	社長	
法第 15 条第 4 項 (市)	伊勢市	副市長	理事
		観光振興課長	幹事
		商工労政課長	幹事
		都市計画課長	幹事
法第 15 条第 7 項 (県)	三重県 雇用経済部	課長	理事
	中小企業・サービス産業振興課	主幹	幹事
法第 15 条第 8 項 (教育・文化)	神宮司廳 総合企画室	室長	理事
		課長	幹事
法第 15 条第 8 項 (地域経済)	NPO 法人伊勢河崎まちづくり衆	理事長	
	伊勢河崎本通り活性化会議	会長	
	伊勢楽市実行委員会	実行委員長	
	外宮にぎわい会議		
	伊勢御遷宮委員会	事務局長	
	伊勢まつり実行委員会	会長	

#### オブザーバー

団体名
経済産業省 中部経済産業局 流通・サービス産業課
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

協議会の開催状況

開 催 日	概 要
平成 27 年 3 月 25 日	中心市街地活性化協議会設立総会 第 1 回中心市街地活性化協議会 ・規約(案)について ・構成員(案)について
平成 27 年 8 月 31 日	第 2 回中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化協議会の概要について ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 27 年 11 月 30 日	第 3 回中心市街地活性化協議会 ・専門委員会及びタウンマネージャーについて ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）とそれに対する意見書（案）について
平成 28 年 3 月 29 日	第 4 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の認定について ・中心市街地活性化協議会運営体制について ・専門委員会の進捗状況について ・中心市街地活性化協議会の事業報告及び事業計画について
平成 28 年 10 月 5 日	第 5 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成 29 年 2 月 2 日	第 6 回中心市街地活性化協議会 ・提案事業について
平成 29 年 4 月 18 日	第 7 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 28 年度事業報告(案), 平成 29 年度事業計画(案)について
平成 29 年 10 月 2 日	第 8 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成 30 年 4 月 23 日	第 9 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 29 年度事業報告(案)・平成 30 年度事業計画(案)について

平成 30 年 10 月 11 日	第 10 回中心市街地活性化協議会 • 伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について • 中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について • 活動報告と今後のスケジュールについて
平成 31 年 4 月 16 日	第 11 回中心市街地活性化協議会 • 定期フォローアップに関する報告について • 平成 30 年度事業報告(案)、令和元年度事業計画・収支予算(案)について
令和元年 10 月 9 日	第 12 回中心市街地活性化協議会 • 伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について • 活動報告と今後のスケジュールについて
令和 2 年 6 月 14 日	第 13 回中心市街地活性化協議会 • 定期フォローアップに関する報告について • 第 2 期基本計画ビジョン・基本方針(案)等について • 令和元年度事業報告・収支決算(案)、令和 2 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 2 年 9 月 7 日	第 14 回中心市街地活性化協議会 • 第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について
令和 2 年 11 月 20 日	第 15 回中心市街地活性化協議会 • 第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画及び意見書について • 伊勢市中心市街地活性化協議会の活動報告について
令和 3 年 4 月 28 日	第 16 回中心市街地活性化協議会 • 最終フォローアップに関する報告について • 第 2 期「伊勢市中心市街地活性化基本計画」認定について • 令和 2 年度事業報告(案)、令和 3 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 3 年 11 月 5 日	第 17 回中心市街地活性化協議会 • 第 2 期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業進捗状況について
令和 4 年 4 月 28 日	第 18 回中心市街地活性化協議会 • 定期フォローアップに関する報告について • 令和 3 年度事業報告(案)、令和 4 年度事業計画・収支予算(案)について
令和 4 年 12 月 22 日	第 19 回中心市街地活性化協議会 • 伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について • 活動報告と今後のスケジュールについて

幹事会の開催状況

	年 月 日	検討課題等
第 1 回	平成 27 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会設立総会について</li> <li>・伊勢市中心市街地活性化プラン（案）について</li> <li>・スケジュールについて</li> </ul>
第 2 回	平成 27 年 4 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コア会議のメンバーについて</li> <li>・中心市街地活性化事業素案について</li> </ul>
第 3 回	平成 27 年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画の認定制度の流れについて</li> <li>・中心市街地活性化事業（民間）と活用する補助制度について</li> <li>・中心市街地活性化協議会構成員について</li> </ul>
第 4 回	平成 27 年 7 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本計画区域について</li> <li>・中心市街地活性化事業について</li> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体（案）について</li> </ul>
第 5 回	平成 27 年 8 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化事業について</li> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体（案）について</li> </ul>
第 6 回	平成 27 年 9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について</li> <li>・中心市街地活性化協議会での意見について</li> <li>・内閣府現地調査について</li> </ul>
第 7 回	平成 27 年 11 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員会の設置について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・タウンマネージャーの設置について</li> </ul>
第 8 回	平成 27 年 12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について</li> <li>・JT 用地活用事業について</li> <li>・タウンマネージャーの募集について</li> </ul>
第 9 回	平成 28 年 2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンマネージャーの公募について</li> <li>・今後の進め方について</li> <li>・専門委員会からの報告について</li> </ul>
第 10 回	平成 28 年 3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画認定の報告について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 11 回	平成 28 年 5 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンマネージャーについて</li> <li>・各事業進捗報告について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>

第 12 回	平成 28 年 7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門委員会について</li> <li>・中小機構サポート事業について</li> <li>・各事業進捗報告について</li> </ul>
第 13 回	平成 28 年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の変更認定申請について</li> <li>・各事業進捗報告について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 14 回	平成 28 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地・空きビル活用調査事業の調査状況について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 15 回	平成 29 年 1 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会(2/2)について</li> <li>・タウンマネージャー業務評価について</li> <li>・提案事業について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 16 回	平成 29 年 4 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/18)について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 17 回	平成 29 年 7 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会(10月)について</li> <li>・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 18 回	平成 29 年 11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 東海へ伊勢市中心市街地活性化協議会との連携依頼文提出について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 19 回	平成 30 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期フォローアップ報告書に関する報告について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 20 回	平成 30 年 4 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/23)について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
第 21 回	平成 30 年 8 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について</li> <li>・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について</li> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について</li> </ul>
第 22 回	平成 30 年 11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業進捗報告について</li> </ul>
第 23 回	平成 31 年 4 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/16)について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>

第 24 回	令和元年 5 月 24 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 25 回	令和元年 7 月 29 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・「繋ぐ高柳希望の風事業」中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第 26 回	令和元年 12 月 23 日	・各事業進捗報告について
第 27 回	令和 2 年 4 月 17 日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第 28 回	令和 2 年 8 月 19 日	・第 2 期中心市街地活性化事業素案について
第 29 回	令和 2 年 10 月 30 日	・第 2 期基本計画（案）について ・各事業進捗報告
第 30 回	令和 3 年 4 月 20 日	・最終フォローアップ報告書に関する報告について
第 31 回	令和 3 年 6 月 14 日	・伊勢銀座新道商店街振興組合「しんみち未来創造事業」に係る中心市街地商業活性化診断・サポート事業（セミナー型）申込について
第 32 回	令和 3 年 11 月 5 日	・各事業進捗報告
第 33 回	令和 3 年 4 月 22 日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第 33 回	令和 4 年 10 月 19 日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について

### (3) 伊勢市中心市街地活性化協議会の意見

伊勢市中心市街地活性化協議会より伊勢市に対して次の意見書が提出された。

令和3年2月5日

伊勢市長  
鈴木健一様

伊勢市中心市街地活性化協議会  
会長 山野 檜  


#### 第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成28年3月15日に認定を受けた「伊勢市中心市街地活性化基本計画」は、「暮らしやすく、また訪れたくなる 伊勢のまち」を中心市街地のビジョンとして各事業を実施してきました。JT 用地活用事業では大型福祉施設が完成し、その後は三世代交流事業が開催されています。また駅周辺のホテル建設も完了したことにより、地区周辺で飲食系の新規出店が多数見られ、賑わいが創出されました。各商店街の活動も活発になっており、中心市街地の賑わいも出てきていることから、今後とも活性化への機運をさらに高めることが求められます。

このような中、当協議会と種々議論を重ね策定を進めてまいりました「第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画」は、第1期基本計画の実施により進められたまちづくりをさらに発展・進化させ、「働きやすく、暮らしやすい、歴史と文化を感じる伊勢のまち」を実現するための取組みを提示しており、伊勢市の中心市街地の将来像を的確に示した施策となっています。

当協議会といたしましても、基本計画を推進するため、関係者が一丸となって努力をしてまいる所存であります。

つきましては、以下の意見について、伊勢市中心市街地活性化協議会の総意として、取りまとめたものでありますので、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 意見

伊勢市中心市街地活性化協議会は、第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）について妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

##### 2 付帯意見

(1) 今回の基本計画（案）において、観光面における中心市街地の賑わい向上が目標となっている。特に外宮周辺は重要な地区であるが、観光による交通渋滞を緩和し中心市街地内の円滑な移動を創出するために、①伊勢自動車道 玉城 IC から車を降ろすなど、観光客が中心市街地を訪れるような仕組みを構築すること、②外宮周辺等の駐車場不足の解消、③パーク & バスライドや市内環状バスの観光対応の促進と新事業の検討などの中心市街地全体の移動の効率化への取り組みを検討すること。

(2) 基本計画（案）の推進に当たっては、with/after コロナ社会に対応した「新しい生活様式」を取り入れた対策を講じること。

(3) 政府が発表した「世界レベルのホテルを全国に50カ所程度新設する」という方針を受け、世界で通用するような魅力あるまちづくりに取り組むこと。

### **[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等**

#### **(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施**

##### **①過去の取組に対する評価**

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[4]これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

##### **② 地域の現状等に関する統計的なデータによる客観的現状分析**

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

##### **③ アンケート調査等から得られた地域住民ニーズに基づく客観的現状分析**

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[3]地域住民のニーズ等の把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析をしている。

#### **(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整**

##### **①パブリックコメントの実施**

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、策定の中間段階における市民参加の手続きとして、令和2年9月16日から令和2年10月16日まで「伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）」についてのパブリックコメントを実施した。

##### **② 各種団体との連携**

伊勢市商店街連合会青年部においては、伊勢やまだ大学を組織化し、学生を市民などから公募している。活動としては、全国的に有名なまちゼミを取り入れて商店街各個店の売上向上に繋げているほか、伊勢の歴史文化を学ぶ講座を開催することで、外宮前に広がる山田地域の魅力発信に繋げている。また、地元の皇学館大学だけでなく、滋賀県の立命館大学の食マネジメント学部や、同じ市民大学の東京山の上大学との交流の中で、外から見た伊勢市の情報を吸収し、学生達が様々なサークル活動の中で意見交換することにより、将来のリーダー養成も進めている。これらの活動を通じて、商店街の垣根を越えた交流が生まれ、店同士が繋がり、団結力を深めることで商店街の魅力を向上させている。

今後、第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画を進めるにあたり、商店街だけでなく、市民団体、地域自治組織、民間事業者、商工会議所、大学等、様々な主体を巻きこみ、連携・調整を図りながら、一体となり各種事業を円滑に推進していく。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [1] 都市機能の集積の促進の考え方

#### (1) 第3次伊勢市総合計画について[平成30年度～平成33年度]

総合計画では、「まちづくりの主役である市民が、伊勢のまちの誇りと愛着を持ち、夢や希望を抱いていきいきと輝き暮らし続けられるまちをつくることが必要」としている。「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」と誰をも魅了する、憧れのまちであり続けるために、次の3つのまちづくりの基本理念を掲げている。

- ① 私たちが担うまち～伊勢人の心意気～
- ② 人と人のつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～
- ③ 地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～

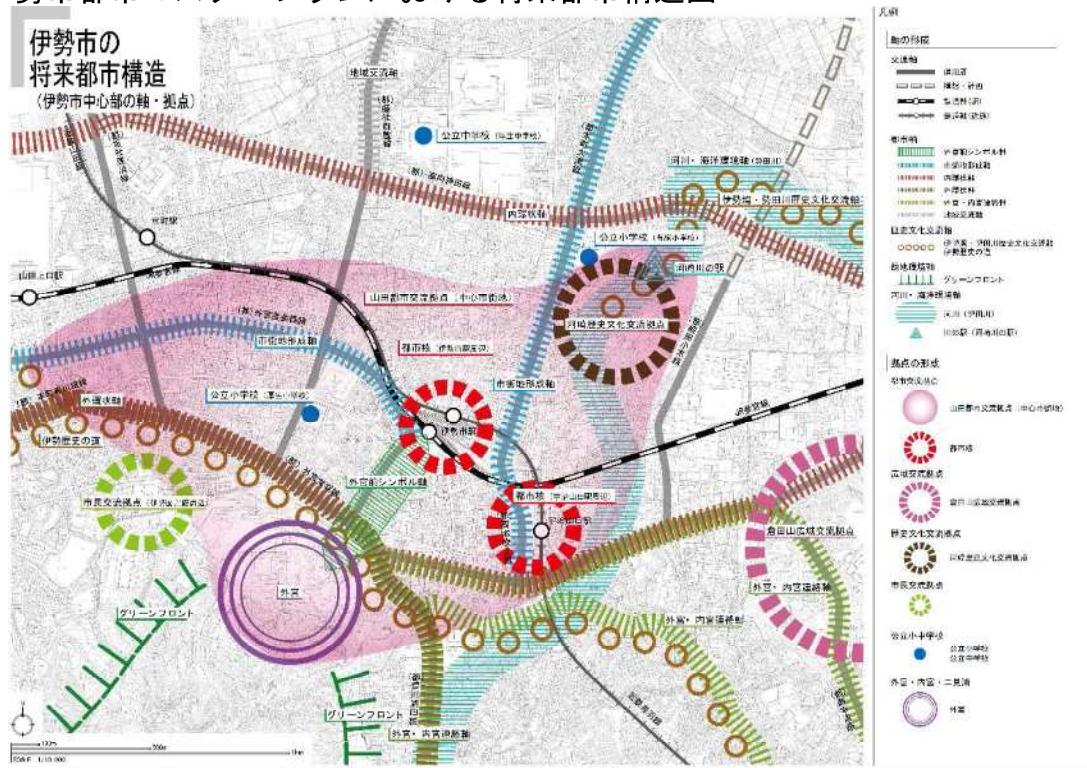
中心市街地においては、官民連携の下、伊勢市駅前の拠点整備や第1期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業の推進、伊勢市駅前～外宮周辺の景観向上等により、にぎわいの創出と活性化を図るために取組みを進めることを方針としている。

#### (2) 伊勢市都市マスターplanについて

伊勢市都市マスターplan全体構想では、都市づくりのあり方として、主として基幹的な公共交通沿線で、なおかつ現時点での都市機能が集積している箇所を集約拠点とし、商業・業務・行政・生活サービスといった多様な都市機能を集約させ、拠点間を公共交通でアクセスできる多極点ネットワーク型の集約型都市構造の実現を目指すとしている。

将来都市構造における拠点の形成では、伊勢市の玄関口であり公共交通の拠点である伊勢市駅及び宇治山田駅周辺を、高密度な商業・業務、文化、観光サービスなどの都市活動の核として位置づけ、また、その周辺一帯を山田都市交流拠点とし、新たな活力を生み出す伊勢市全体の都市活動の中心拠点として位置づけている。

図 伊勢市都市マスターplanにおける将来都市構造図



### (3) 都市計画区域について

伊勢都市計画区域は、伊勢市と三重県が調整を行ったうえで三重県が指定しており、市の北半分及び隣接する玉城町の一部で構成されている。都市計画区域内においては、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域等を指定し、住環境の悪化や無秩序な市街化を抑制するとともに計画的な市街化を図っている。また、中心市街地活性化に寄与するプロジェクトなど、市の活性化に寄与する計画に対しては、都市マスタープランや土地利用方針との整合を確認しながら、必要に応じて用途地域の変更や特別用途地区その他の都市計画制度を活用している。

本市の南半分は都市計画区域外となっているが、大部分が山林であり、伊勢志摩国立公園に指定されている。また、伊勢自動車道のインターチェンジもなく、大規模な開発が行われ、急激な都市化が生じるおそれは低いことから、現時点においては都市的土地区画のコントロールを図る必要性は低い。今後、この区域において、幹線道路沿道の宅地開発やサービス施設の立地等、住環境を阻害するような用途の混在が想定される場合、必要な調査を実施して状況を把握した上で、準都市計画区域の指定または都市計画区域の拡大を検討する。



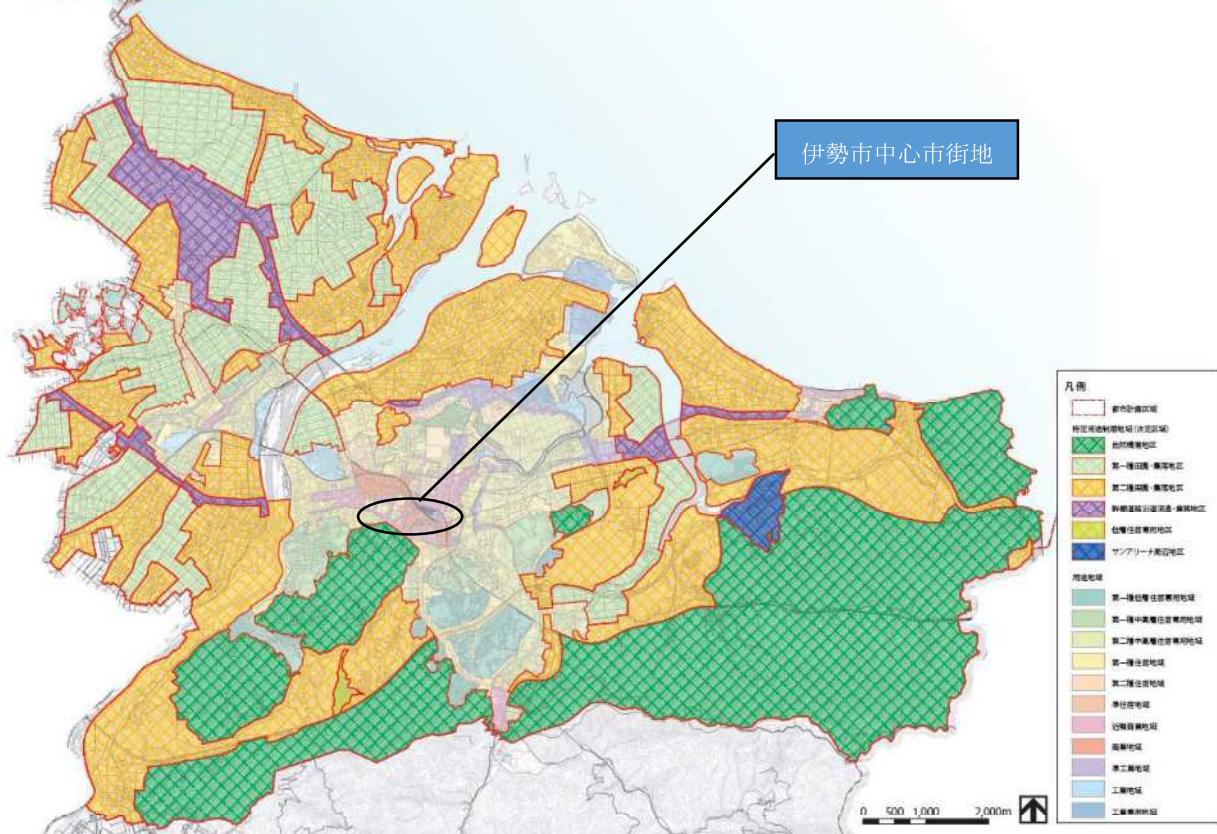
伊勢市の都市計画区域の境界を鳥瞰した写真（左が北）

## [2] 都市計画手法の活用

### (1) 特定用途制限地域について

特定用途制限地域は、都市計画区域の中の用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるものである。本市では、平成24年4月10日に、都市計画区域内の用途地域が指定されていない区域全域を対象として、6種類の地区と、地区の特性に応じた制限内容を次のとおり定め、都市機能の無秩序な拡散の抑制を図ってきた。

特定用途制限地域総括図



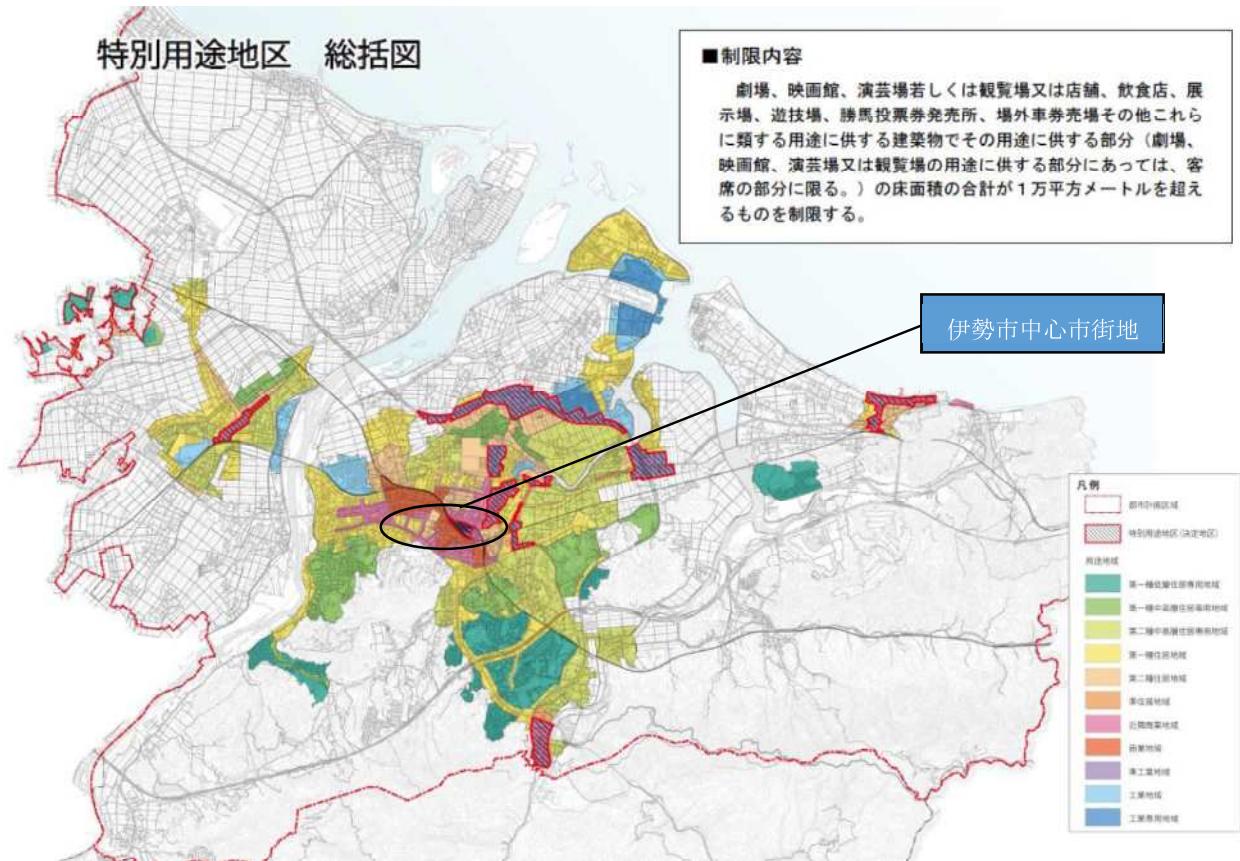
種類	制限の概要
自然環境地区	<ul style="list-style-type: none"><li>店舗等の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの</li><li>事務所の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの</li><li>スポーツ施設・カラオケボックス、パチンコ屋、劇場、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設</li><li>自動車教習所</li><li>倉庫業を営む倉庫</li><li>工場（ただし、作業場の面積が50m<sup>2</sup>以下のパン屋等は除く）</li><li>工作物等</li></ul>

第一種田園・集落地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの</li> <li>・事務所の床面積の合計が150m<sup>2</sup>を超えるものまたは3階以上の部分にその用途に供するもの</li> <li>・ホテル・旅館</li> <li>・スポーツ施設・カラオケボックス、パチンコ屋、劇場、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・倉庫業を営む倉庫</li> <li>・工場（ただし、作業場の面積が50m<sup>2</sup>以下のパン屋等は除く）</li> <li>・工作物等</li> </ul>
第二種田園・集落地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・ホテル・旅館</li> <li>・スポーツ施設で、床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・カラオケボックス、パチンコ屋、劇場、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設</li> <li>・自動車教習所で、床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・倉庫業を営む倉庫</li> <li>・工作物等</li> </ul>
幹線道路沿道 流通・業務地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等の床面積の合計が3,000m<sup>2</sup>を超えるもの</li> <li>・客席が200m<sup>2</sup>以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場</li> <li>・キャバレー・ナイトクラブ等</li> <li>・工作物等</li> </ul>
低層住居専用地 区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域に建築することができる住宅、学校等、神社等、老人ホーム、診療所等以外の建築物</li> <li>・工作物等</li> </ul>
サンアリーナ周 辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等、店舗等</li> <li>・カラオケボックス、麻雀屋、パチンコ屋、キャバレー・ナイトクラブ等の遊技施設・風俗施設</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等</li> <li>・神社、病院、老人ホーム等</li> </ul>

## (2) 準工業地域への特別用途地区の指定について

郊外における無秩序な市街化を抑え、中心市街地へ都市機能を集約させるため、平成24年4月10日に、市内の近隣商業地域の一部及び準工業地域のほぼ全域において特別用途地区の都市計画決定を行い、市全体に及ぼす影響の大きい大規模集客施設の立地を制限している。

また、JR伊勢市駅及び伊勢車両区ならびに近鉄伊勢市駅が立地する準工業地域においては、特別用途地区の指定及び用途地域の変更をし、平成27年11月30日に告示を行った。



### **[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等**

#### **(1) 中心市街地における都市福利施設などの立地状況**

本内容については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」に記載している。

#### **(2) 空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制に向けた取組状況**

空き地等の利活用推進のため、専門人材や中心市街地内の各商店街、基本計画に位置付けられた事業の事業主体、特に2期計画でも活性化につながる主な事業である伊勢市駅前地区再開発事業の施行者などと連携して戦略会議を実施し、立案された企画を推進する。

まちづくり会社では、エリア全体の不動産価値を上げる公共空間を活用した事業を推進すると同時に、中心市街地のコアである伊勢市駅周辺のエリアマネジメントを行う。

また、空家事業により空家の適正管理の周知や実態調査等を実施するとともに、耐震診断の結果、耐久性のないと判定された木造住宅について、耐震補強の補助により空家の再利用を図るなど、計画的空家対策を推進することで、空家の活用を推進し、空き地の発生抑制につなげている。なお、耐震性のない危険空家に関しては、除却を支援し、空き地の流通促進を図っている。さらに、自治組織でも空き地有効活用の取組が少しづつ始まっている。

### **[4] 都市機能の集積のための事業等**

4～8に記載した事業のうち、都市機能の集積に資すると考えられる事業は次のとおりである。

#### **(1) 市街地の整備改善に関する事業**

- ・伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業
- ・伊勢市駅前北口駐輪場整備事業
- ・宮後1丁目1号線整備事業
- ・岡本吹上線ほか2線整備事業
- ・宮後浦口線整備事業

#### **(2) 都市福利施設の整備に関する事業**

- ・文化資源保存活用事業

#### **(3) まちなか居住の推進に関する事業**

- ・木造住宅耐震補強等事業
- ・空家対策事業
- ・空家総合事業

#### **(4) 経済活力の向上に関する事業**

- ・商店街等振興対策事業
- ・商店街空き店舗対策支援事業

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

#### (1) 実践的・試行的に行った活動

中心市街地を、～住んでよし、訪れてよし～と感じられるようなまちとするため、

①夜のにぎわいの創出 ②地元市民と観光客の交流 ③新たな魅力づくり

を目的とした、伊勢のまちなかを回遊してもらえるようなイベントとなる

『伊勢まち“ちょいぐる”』を実施した。

※ちょいぐるとは、1冊4枚綴りのチケットを購入し、マップに記載されている参加店舗でちょいぐる特別メニューとワンドリンクを楽しむ、“飲み食べ買い歩きイベント”、余ったチケットは、《あとぐる》で金券として利用。



第1弾 平成27年10月23日（金）～10月25日（日）の3日間

参 加 店 舗：中心市街地活性化区域内 58 店舗

販 売 数：639 冊

参加者の効果：「お得に楽しかった」、「初めて行ったお店が意外と良かった」などの感想が多かったが、「ランチを楽しめる店が欲しい」や「ワンドリンク無しで料理を充実させて欲しい」などの意見もあった。



第2弾 平成29年 3月16日（木）～3月18日（土）の3日間

第1弾からの変更点として、協賛・協力店としてタクシー協会、代行運転サービスなども追加し、イベント前にも店に訪れてもらおうと、《まえぐる》を実施することで、より楽しみやすくなる。

参 加 店 舗：中心市街地活性化区域内 53 店舗（新規 9 店舗）

販 売 数：850 冊

参加者の感想：「ランチなど、決まった時間に集中した」、「イベント期間を長くして欲しい」などの意見が寄せられた。



2回のイベントにより、経済的な波及効果だけでなく、参加店舗にとっては、新規顧客の開拓や店舗のPR、また、地元企業の方々が利用されたケースもあったことから、親睦・交流の深まりが生まれた。



“伊勢まち ちょいぐる”から、新たな企画として発展したのが、

## 『お伊勢さんまち歩きクーポン』

ちょいぐるからの改善点として、

- ①期間を長くする。
- ②販路拡大として、旅行会社や観光施設で扱えるようになったことから、観光客の増加を図る。
- ③購入価格（3,000円→900円）を下げることで購入しやすく。
- ④参加店舗の負担も軽減。



第1弾 平成29年10月～平成30年2月（5ヶ月）

店舗数：40店舗

販売数：2,189冊

第2弾 平成30年3月～平成30年6月（4ヶ月）

店舗数：40店舗

販売数：891冊

第3弾 平成30年8月～令和元年9月（14ヶ月）

店舗数：46店舗

販売数：4,015冊

第4弾 令和元年10月～令和2年9月（12ヶ月）

店舗数：45店舗

販売数：1,728冊

まち歩きクーポンは、新しい観光商品として定着し、伊勢の魅力を発信するコンテンツとなっている。また、まち歩きをすることで、伊勢の滞在時間の延伸が図られ、外宮・内宮相互間移動を促進した。



第2期計画では、まち歩きクーポンを、スマートフォン音声ガイドアプリなどによる、非接触型の観光案内とセットにした、デジタルクーポンへと進化させ、新たなユーザー層の取り込みを図っていく。

## [2] 都市計画等との調和

### (1) 伊勢市総合計画及び伊勢市都市マスターPLANとの調和

本内容については、「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」の「[1] 都市機能の集積の促進の考え方」及び「[2] 都市計画手法の活用」に記載している。

### (2) 伊勢市景観計画との調和

良好な景観形成を図るために、平成20年3月に景観法に基づく景観行政団体となり、その翌年には本市固有の豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化に育まれた景観を後世に引き継いでいくため、景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めた伊勢市景観計画を策定している。このことは、総合計画においても記載されており、基本計画とも調和している。

## [3] その他の事項

### (1) 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）との調和

本市では、神宮御鎮座のまちとしての豊かな地域資源を活用し、観光との調和のとれた魅力ある暮らしやすい生活圏の構築に向け、実効性のある地方創生を目指している。基本目標は政策分野ごとに、次の4つを設定している。

- ⑤ 安定した雇用を創出する
- ⑥ 伊勢への新しいひとの流れをつくる
- ⑦ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ⑧ 暮らしやすい生活圏をつくる

「暮らしやすい生活圏をつくる」の、基本的方向及び具体的施策の中で、コンパクトなまちづくりとして中心市街地の活性化が謳われている。その中には、商工、観光、交通、まちなか居住等の観点から中心市街地活性化を目的とした伊勢市中心市街地活性化基本計画に基づき、にぎわいの創出や暮らしやすさの向上などに繋がる事業を官民連携で実施し、中心市街地商店街の活性化については、関係機関と連携して商店街が取り組む空き店舗対策やにぎわい創出づくりを支援するとあり、整合がとれた方針となっている。

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」において記載している
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」において記載している。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」において記載している
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」において記載している。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るために措置に関する事項」において記載している。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」において記載している。
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8において、目標達成に必要な事業を記載している。
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」において記載している。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4から8において、すべての事業主体を明確にしている。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4から8において、すべての事業のスケジュールを明確にし、計画期間内に完了もしくは着手し、効果を発揮する見込みである。